

令和 6 年玉村町議会第 4 回定例会会議録第 2 号

令和 6 年 1 2 月 3 日（火曜日）

議事日程 第 2 号

令和 6 年 1 2 月 3 日（火曜日）午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２人）

1 番	羽 鳥 光 博 君	2 番	堀 越 真由子 君
3 番	松 本 幸 喜 君	4 番	笠 原 則 孝 君
5 番	小 林 一 幸 君	6 番	月 田 均 君
7 番	備前島 久仁子 君	8 番	三 友 美恵子 君
9 番	高 橋 茂 樹 君	10 番	浅 見 武 志 君
12 番	新 井 賢 次 君	13 番	石 内 國 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理恵子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会計管理者 兼 会計課長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
--------	-------	------	-------

○開 議

午前 9 時開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第 1、一般質問を行います。

2 日に引き続き順次発言を許します。

初めに、10 番浅見武志議員の発言を許します。

〔10 番 浅見武志君登壇〕

◇10 番（浅見武志君） おはようございます。10 番浅見武志、一般質問を始めます。

まず最初に、玉村町老人福祉センターについてお聞きします。玉村町老人福祉センターの名称を変更して、お年寄りだけではなく、子供や町民全体の憩いの場にする考えはないか。

2 番、老人福祉センターのお湯を使って、たくさんの人が楽しめる足湯をつくる考えはないか。

大きな 2 番、玉村まつり（祇園祭）について。地元主催で行われた玉村まつりは、町当局の支援により成功裏に終わったが、町民の中から「夜にちょうちんの明かりがなくて、暗くてお祭りが盛り上がらなかった」、また「放送設備がなく、交通規制など町民に周知ができなくて大変であった」などの意見がたくさんあった。来年度の実施に向けて、町として、それらの支援を行う考えはないか。

2 番、ごみのコンテナが置いてなくて、お祭りの後、ごみが私有地に捨ててあったりしていた。ごみのコンテナを設置する考えはないか。

3 番、これらの問題点は、玉村まつり実行委員会から町に要望書が届いていると思うが、回答はどのようなになっているのか。

大きな 3 番、たまむら花火大会について。今年の花火大会は、天候にも恵まれ、盛大に行われた。栈敷席は、去年から駐車場が確保できたおかげで、すぐ 200 席完売となった。町は来年度の花火大会の予算をどのように考えているのか。

2 番、来年度の実施に向けて。警備費用や協賛金の集金方法、駐車場の確保などについて、どのように考えているのか。

1 回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、浅見武志議員のご質問にお答えします。

まず初めに、玉村町老人福祉センターについてお答えします。まず 1 点目の、老人福祉センターの

名称を変更して、お年寄りだけではなく、子供や町民全体の憩いの場所にする考えはないかについてですが、老人福祉センターについては、昨日の議案第66号の条例改正及び議案第76号の指定管理者の指定において、ご議決をいただいたところですが、指定管理者となる団体からは、多世代交流・地域交流事業について創意工夫の提案がありました。

令和7年度から今後5年間、指定管理者が行う事業を通じて、多世代交流・地域交流事業を行いながら、指定管理者と情報共有及び連携強化を図り、老人福祉センターの円滑な運営に、より一層努めてまいります。このように来年度から多世代交流の事業を始めますが、できるだけ早いうちに老人福祉センターという名称を変更したいと考えております。

次に、2点目の、老人福祉センターのお湯を使って、たくさんの人が楽しめる足湯をつくる考えはないかについてですが、浅見議員のおっしゃるとおり、足湯については、近年、憩いの場所、人の集える場所として全国的に建設されているということについては承知しておりますが、老人福祉センターは、既に男女の浴室と露天風呂の計4か所が設置してあります。近隣市町村に比べても、特に利用者数が多く、直近2年間の年間延べ利用者数としましては、令和4年度は3万2,182人、1日平均109.5人、令和5年度は3万4,494人、1日平均122.8人が利用しており、利用者には大変好評を得ている施設であるという認識でございます。

現時点において、足湯を建設するということは考えておりませんが、社会を取り巻く現状や状況、変化等を考慮し、令和12年以降に実施される予定の大規模改修の際に、長寿命化やバリアフリー化及び足湯の建設等も含め、様々な角度から総合的に検討していくことも視野に入れていかなければならないと考えています。

次の玉村まつり（祇園祭）についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、たまむら花火大会についてお答えします。まず1点目の、町は来年度の花火大会の予算をどのように考えているかについてお答えします。今年度のたまむら花火大会も多くの皆様にご協力いただき、特段事故等もなく、無事に開催することができました。来年度の花火大会の予算についてですが、現在新年度予算案の編成時期でもありますので、町全体の予算状況を踏まえた上で検討を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の、来年度の実施に向けて、警備費用や協賛金の集金方法、駐車場の確保などについて、どのように考えているかについてですが、まず警備につきましては、近年の人件費上昇に伴い、年々予算内における経費割合が増えてきております。ただし、花火大会開催に当たりましては、来場者の安全確保が最優先ですので、有資格者の警備員配置も含め、今年度と同等規模の警備体制が望ましいと考えております。

また、協賛金の集金方法についてですが、現在は民間企業へ集金業務の委託を行っている状況です。今後は、年々増加する事業費を少しでも軽減するため、委託経費の削減や新たな協賛先の開拓など、創意工夫を重ねながら、有効的な手法が見出せるよう、たまむら花火実行委員会で今後検討をしてい

きたいと考えております。

最後に、駐車場の確保についてですが、今年度は例年使用している町有施設の駐車場のほか、民間企業と連携した駐車場シェアシステムを導入し、新たな駐車場スペースの確保に努めました。来年度は、この制度の周知をより一層強化し、駐車場として利用可能な場所を新規開拓することで、さらなる駐車場スペースの確保に努めていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 浅見議員の玉村まつり（祇園祭）についての質問にお答えします。

玉村町重要無形民俗文化財に指定されている上新田、下新田の祇園祭は、江戸時代から続く伝統の祭りであります。その後、昭和62年に始まった町主催のふるさとまつりと令和5年度まで同時開催で行ってまいりましたが、今年度からふるさとまつりと分離した地元の祭りとして新たに開催され、関係者の皆様の多大なるご尽力により、コロナ前の活気が戻ってきたことを実感させるにぎわいとなりました。

町教育委員会といたしましても、祇園祭をはじめとした町内各地の伝統的な祭り等の充実と発展を支援することを目的に、今年度より町内の指定文化財15団体に対して、郷土芸能保存活動費補助金の拡充を行い、昨年度まで上限3万円であった補助額を上限15万円に引き上げたところであります。

さらに、祭りのチラシ、ポスター、動画を作成し、祭り当日には、謎とき街歩きとしてイベントを行い、祭りの盛り上げに少しでも寄与できればという思いで、生涯学習課の文化財係が支援を行ってまいりました。

そのような中で、議員のご質問にございます、ちょうちんの明かりと放送設備の設置に関わる支援につきましては、安全面の問題に関わる問題であることを町教育委員会といたしましても真摯に受け止め、町民をはじめ多数の来訪者が見込まれる祇園祭を、より安心安全な環境で実施していけるよう、警備体制の充実方法や補助金の活用方法等について検討していきたいと考えております。

次に、ごみのコンテナの設置につきましては、町経済産業課により、商工会館近くにごみコンテナを1台設置しておりましたが、私有地への進入禁止やごみの捨て方の周知につきましては、祭りを主催する地元からも徹底していただいた上で、町教育委員会といたしましても、どのようなご協力ができるかを模索していきたいと思っております。

最後に、玉村まつり実行委員会からの要望書につきましては、11月19日に生涯学習課が受理し、確認したところであります。要望書の内容につきましては、今回、浅見議員からご質問いただいた、ちょうちん、放送設備、ごみコンテナの設置に関することですが、今後速やかに、先ほど答弁させていただいた方向性に沿って検討していきたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔１０番 浅見武志君発言〕

◇１０番（浅見武志君） 自席より第２質問をしたいと思います。

私が玉村町老人福祉センターについて質問することになった経緯は、私の同級生で、幼稚園から一緒に、高校、大学で横浜に行きまして、その後、横浜で４３年ですか、６５歳の３月に退職をした同級生が、夏場はシャワーで済ましたのだけれども、寒くなったので、老人福祉センターというのがあるのだよと。そこなら、まだ住所はこちらに移していないので、３５０円払えば、ほかの施設よりも安く入れるからということで、彼が毎日、今そこへ通っているわけです。

その中で、私の同級生は、大学を出て、会社でエンジニアをしております、何か企画やら、そういった大きな特許だとか、いろいろそういう会社に勤めていたもので、何かいろいろなことを計画したりだとか、そういうのがうまいのです。

その中で、浅見、あれだぞ。老人福祉センターという名称は、あまりよくないぞと。やはりいろいろな方が使える、今はお年寄りしか使えないようなお風呂になっております。今度は介護事業所のほうがなくなるので、昨日の議案第７６号で指定管理者が替わりまして、この審議をしているときに、大分皆さんが質疑してくれたので、私のほうは、その指定管理については、もう議決になったということで、する必要はないと思っておりますが、やはりあそこをもうちょっと町民全体、子供やそういった方の憩いの場所になるような施設に、令和７年から５年計画ですので、令和１１年まで新しい指定管理者となると思うのです。

その中で、そこのところをやはり改築したりだとか、改装したり、まずは名前を変えるということで、名前をこれから指定管理になるところと協議していただければと思っております。私の同級生が言うには、「憩いの場 玉の湯」としろというような意見も出ましたので、それを参考にして検討していただければと思いますが、その辺について町長、答弁をいただければ。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今の浅見議員の質問にお答えします。

遠くに住んでいて、玉村町から離れて、そしてしばらくぶりに玉村町に来てみると、やはり見え方が違うかなという感じがします。そういう意味において、そういう人たちが、恐らく高齢者の人が多いのでしょから、いろいろな形での現役世代を経験してきた人が集まって、そこでいろいろな話をしているという中で、様々なアイデアが出てくるので、そういうときに来年４月から多世代交流・地域交流事業という形で、憩える、共に過ごせる場所と時間、それを高齢者だけではなくて、全世代が集える形になりますので、そこでふさわしい名前というのは、やはり出てくると思いますので、それは楽しみにしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） １０番浅見武志議員。

〔１０番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 早いうちに指定管理者と相談をして、年度明けに名前を変えて、募集をして、町民の方が寄り添える場所にしていければと思います。世代交流、地域交流の事業とか、そういう工夫のある提案を出して、そういったものに当たっていただければと思います。

その中で、私は、この間の指定管理者の指定で北部公園を管理しているところがやっているかと思うのですが、前に委員会で北部公園の管理事業を視察に行ったときも、いろいろなことに挑戦をしてやっていけているのではないかなと思っております。今回もメールが来まして、12月7日、上陽元気村小さなふれあい朝市とか、やはり地元の人が、その中には私の同級生もたくさんいて、ふれあい朝市をやったりとか、そういったこともやっております。

それと、この間、チラシが入っていたのですが、玉村町商工会青年部主催で、やはりこれも12月7日1時から8時まで玉村町北部公園で、たまイルミということでイルミネーションを、私も今までずっと自宅の前にイルミネーションを飾っていたのですが、要らなくなったイルミネーションをいろいろなところから集めて、それを使ってイルミネーションをやると。これが第2回目の事業だということで、青年部のほうからも聞いております。こういったものを手がけてやりながら、北部公園の一面に、やはり人が集うような場所にしていければと思っております。

この答弁の中で、ちょっと気になったのが、大規模改修をするのは令和12年というような答弁があったかと思うのですけれども、お風呂は男湯と露天風呂、女湯と露天風呂になっております。さっきそのところも改築工事をして、さらにそのときにバリアフリー化、足湯の建設、それから総合的に検討していくというような回答がありましたけれども、もうちょっと早くできないのかなと思います。

なぜかというと、昨日の議案第76号の質疑の中で、金額がA社のほうは3,997万9,000円、B社のほうは6,495万2,000円と2,000万円以上入札価格が違っていて、課長の答弁の中で、5年間で1億円も減額になっているというような答弁もありました。先行投資を、やはりこれからしていかななくてはならないかと思いますが、やはり早いうちに、あそこを直す考えはないのか。その辺について、お答えをいただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

改修については、大きな計画の中で、老人福祉センターが位置づけられているのが令和12年以降ということで、令和12年まではないということになっているのです。小さな改修というのは、毎年のように実はありまして、どこどこが不具合だ、どこどこが不具合だということで、改修をしながら今後も使っていくことになるのかなと思います。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇１０番（浅見武志君） それとあと、お風呂を使っている人が、令和４年が１日平均１０９．５人、令和５年が１日平均１２２．８人という回答がありましたけれども、その中で、やはり１日１３０人ぐらいの方が今現状使っているわけです。それで、私の同級生が、ちょっと太っているのです。室内の湯から露天風呂に渡るところは手すりがあってバリアフリー化にはなっているのですけれども、滑ると。あそこは転倒事故が起きるぞと。私は行っていないのだけれども、同級生がよく寄っては、あそこはこういうところがいいとか、悪いとか、そういうような話をしていきますので、そういった点についても指定管理者と事故のないよう、安心安全に使えるお風呂にしていただければと思いますが、その辺について。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） そのようなご意見、指定管理者の担当係のほうに伝えておきますので、現地を見させていただいて、いろいろ検討していきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） １０番浅見武志議員。

〔１０番 浅見武志君発言〕

◇１０番（浅見武志君） これは余分な話になるかと思うのですが、私が７月２９日から３１日まで、私のせがれの嫁の実家が青森の黒石市というところだったので、ねぶた祭を見に行っただけです。民宿に泊まりまして、せがれの嫁とお母さんは実家のほうに泊まって、せがれと私は近所の温泉に泊まったのです。その温泉というのが、日帰り温泉とか、いろいろやっているところだったのですが、何か青森の人というのは、自宅で風呂に入らなくて、朝の５時から、近くにいろいろな温泉施設みたいなのがあって、そこへ朝風呂に入りに行き、仕事が終わると、また夕方風呂に入ると。自宅でお風呂を沸かさないので。私も朝、お風呂に入りに行ったら、近所の奥さん連中が、もう朝５時、６時頃には並んでいて、俺のところは７時だったかな、開店が。７時にはお年寄りが２０人、３０人並んでいて、そこでいろいろな世間話をしたり、裸の付き合いがあるのです。

その中で、私は新人だったので、中へ入っていたら、おたくはどこから来たのだいと言われて、群馬から来たのですよって。お兄さんに聞いたら、あっちはお風呂の習慣が朝風呂らしいのです、東北のほうは。私も思うのですが、私も子供の頃は、私の家は、おふくろの兄弟が５人、それとおじいちゃん、おばあちゃん、それと新宅の弟夫婦、それとおじさんが３人と、私が小学校に上がるまでは、十四、五人で１つの家に住んでいて、父親と母親は洋服業をしておりましたので、朝早くから仕事をしていて、夕飯の支度はおじさんかお婆さんがしてくれて、お風呂はおじさんと入ったりとか、おじいちゃんが入ったり、小学校ぐらいまではずっと、そういったいろいろな方にお風呂に入れてもらって、いろいろな話を聞かせてもらって、裸の付き合いがあったからこそ、今でも本家、新宅で仲よくやっているのかなというような感じでおります。

お風呂も、もっと町民の方がたくさん入れるように、例えば部活の帰りに野球部の子がみんなでお

風呂に入りに行ったりだとか、あと今日の朝もちょっとある人が言っていたのですが、ソロキャンプに来る人たちから、この辺にお風呂はないのかいと言われるらしいのです。そういったときに350円払って、新しくできたところのお風呂の紹介をしたり、いろいろな創意工夫を、これから指定管理者の方としていただいて、やはりにぎわいのある北部公園にしていいただければと思います。

それで、そういう中で、子供からお年寄りまでが一緒に入れるようにお風呂を少しよくしていただいて、お金もかかることは分かりますけれども、予算については賛成しますので、どうか皆さんで創意検討していただければと思いますが、その辺について最後に町長、早くやってもらいたいのので、その辺について一言、またいただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） いいお話を聞きました。それで、町中いろいろな課題がありまして、順序を追っていかねばならないのだけれども、非常に夢のある話でもありますので、できるだけ前倒しできるかどうか検討していきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 北部公園は、暖かい日は前橋からお子さん連れが来たりだとか、あそこは結構いろいろな方が集まっておりますので、やはりそういった中で、子供さんが足を入れられるように、露天風呂の改修工事をするときに、隣に水路を引いて、あずまやみたいなものと、10人ぐらいの人が入れるような、そういったものでいいかと思うので、あまりお金をかけずに、そういったものをやっていただければと思います。

それでは、次の2番目の質問のほうに移りたいと思います。ふるさとまつりの在り方については、先ほど教育長から答弁がありました。あれは玉村町重要無形民俗文化財となっていまして、初めは何か角洲の祇園祭が主体だったらしいのですけれども、江戸時代から、古くから伝統のあるお祭りでありました。

それで、各町内の詰所に行くと、6丁目かな。昭和初期のときの写真が貼ってあったり、いろいろなにぎわいのあったときの。旧354号沿いにはお店がたくさんあったのです。今は旧354号沿いは、福嶋屋さんとみよし乃さんぐらいしかなくて、あとは八百屋さんから何からいろいろ子供の頃は、あそこに200軒ぐらいかな、ラーメン屋があったり、飲み屋さんからいろいろなお店がたくさんあったのですけれども、時代の流れで、あそこはもう大分閉店してしまって、旧354号沿いは、本当にお店のないところになってしまっております。境町を見ても、あの旧354号沿いの通りは、商店がなくなってしまって、だんだん過疎化に向かっているような感じでおります。

それで、玉村町はいろいろ工夫をして、道の駅をつくったり、人の居場所づくりをしていかななくてはならないと思いますし、こういった伝統ある無形文化財を、やはり町民みんなで維持をしていき

いと。また、そこに4丁目によそから、55歳のときに親が死んで、跡を継ぎに帰ってきたやつがいるのですが、うるさいやつがいるのです。その方が、そういう伝統的な文化をなくすのでは、玉村町は終わりだと。酒を飲むたびにふるさとまつりの話をする同級生もいまして、やはり私も子供の頃から祇園祭になじんできて、やはり町内のお祭りを盛り上げていければと思っています。

コロナ禍の後、いろいろなところが納涼祭をやめてしまったりとか、そういった集まりがなくなっていると思うのです。やはりそういった中で、地域の防災だとか、何か考えたりすると、日頃から近所の人と話をしたり、挨拶をしたり、いろいろなイベント事をすることによって、町内の輪もできますし、やはりそういった中で、ああいった大事なものは取っておいていただければと思います。

町長もよく、やはりそういう祭りはなくしてはいけないということで、今回補助金を出していただいてやったのですけれども、行っていた人の中では、先ほども何度か言いましたけれども、ちょうちんが初めてなかったのです。やはり暗かったということで、治安、安心安全にお祭りができないのではないかとということで不安を持った人と、あとは放送設備がなかったもので、急遽、交通規制の解除だとか、ああいうのも担当の方が飛び回って、携帯電話で警察とやりながら、行ったり来たり、東から西へずっと走ってやっていたので、やはりそういった関係は、こちらの玉村町のお祭り、小学校でやったところは、電気がついていて、にぎやかだったのですけれども、帰り道が何といたって暗くて、その帰り道にごみをポイ捨てされたりとか、ちょうど私、祇園祭の次の日、青森にせがれと一緒に向かっていたら、せがれの行っている会社のコンテナの中に屋台をやっている業者の方ですかね、何か間違って、そのコンテナの中にゴミが捨てられていて、八幡様のすぐそばの会社なのですから、うちのせがれのところに会社から電話があって、俺がちょうど運転していましたものですから、替わったところ、お祭りのゴミだとか、露店の油の缶だとか、氷だとか、ああいうのがうんと捨ててあったということで、すぐにクリーンセンターの担当の方に電話をして片づけてもらった経緯があります。

ゴミ袋を用意していなかったのかと言われたのですけれども、各町内の箇所、箇所にゴミ袋がつるしてはあったのです。敷地の外の道路側のところの電柱だとか、ああいうところにたくさんゴミ袋はあったのですけれども、やはり回収できるような、花火大会のときはコンテナというのですか、あれが燃えるゴミ用と缶と2つ、何か所か置いてあったではないですか。やはりああいうものを設置しておくことによって、ゴミなんかもきれいに片づくと思います。

それでまた、3番目の質問の中にあつた、玉村まつり実行委員会会長、小塚栄という方から陳情が出ていたかと思うのです。3番目の回答は、1番、2番の回答と同じで、検討するということですので、こういった問題は、実行委員会を通して何度か折衝して、できる範囲内でお祭りの協力をいただければと思いますが、その辺について総括で言ってしまったのですけれども、どうでしょうか、教育長。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） 浅見議員さんの質問にお答えいたします。

本当に今、玉村まつり（祇園祭）に対する熱い思いを、それから歴史と伝統についてお話をいただきました。先ほど回答したとおりですが、実行委員会の方と、この議会の後、速やかに折衝して、前向きに協議をしていきたいというふうに考えております。

また、このお祭りを含めて、町中それぞれの各地域の伝統的なお祭り全体に対して、また教育委員会として、できる支援を精いっぱいやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 私、毎回思うのですけれども、お祭りの前には、実行委員会とよく折衝はするのですけれども、終わった後に反省会というか、何かそういった意見交換をする場をやはり持たないと、こういった問題は、町としても分かってこないと思うので、やはりやる前は当たり前なのですけれども、いろいろな協議をして、お互いにお金を使わないようにやったりとか、協力できるところは協力してもらったりとかという要望は出ていたと思うのですけれども、終わった後にも、やはり実行委員会と何度か折衝して、来年の予算だとか、そういったものに反映していただきたいと思いますので、もっと密に、いろいろそういった各種団体と協議を重ねていただければと思います。よろしくをお願いします。

最後になりましたけれども、たまむら花火大会について要望みたいな形になってしまっているのですけれども、今年の花火大会は、天候に恵まれたこともあり、盛大に行われたのではないかなと思います。

それで、この一般質問の第1にもありましたけれども、栈敷席が、その前の年、前教育長の角田さんのときに駐車場がお借りできることになり、やっと去年、おとしは売れて、今年は栈敷席の駐車場が用意できたということで、早期に200席が完売となりました。やはり花火大会をやるためには駐車場なんかも必要ではないかということで、この質問をさせていただきました。

たまむら花火大会は、昭和62年に始まったふるさとまつりの前夜祭として、令和元年から商工会青年部主催で始まった事業であります。その当時の青年部長は原竹雄さんという方で、私は青年部に入っておりまして、その花火を盛り上げてくれということで、町長から依頼がありまして、では花火を前夜祭で、あの当時800万円ぐらい集めたお金で花火を、両水の前の田んぼのところの地権者に挨拶に行き、地権者に貸していただける承諾を得て、それから警察、消防、そういったものも全部商工会主催で始めました。

平成元年から始まり、私が青年部長をやった平成9年、平成10年のときには、FMぐんまを呼んで2時間生放送で放送して、そのときが一番ピークだったのです。その後、主催が商工会になり、知

らない間に町がやるということで、ふるさとまつりと花火大会を分離して、北関東で一番最初に行うためには7月の第3土曜日が一番早いと、あの当時は。だから、花火をどこよりも、北関東で一番早く上げるためにということで、7月の第3土曜日になった経緯もございます。

その中で、町全体の予算なんかを踏まえた上で、また予算は計上していただけるということですので、これもまたよく検討していただけるということの回答でしたので質問はないのですが、警備員の配備、警備費もお金がとても高くなってしまったと思うのです。先ほどの答弁にもありましたけれども、経費が増えているし、やはり花火大会を行う、いろいろなところで大会があつて、階段からこけて何人か死んだりだとか、いろいろな花火大会でも屋台が燃えてしまったりだとか、安全面なんかも一番考慮してやっていかななくてはならないかと思います。同規模な警備費を使うとなると、やはりお金がたくさんかかると思うのです。

それで、私どもが青年部にいたときに行ったのは、今もやっておりますけれども、警戒区域の中を10か所に分けて、消防団が全部張りついて警備をやってもらったりだとか、あと交通指導隊の方にも要所、要所、その当時は警備費がなかったものですから、そういった団体をお願いをして、助けてもらったりもしています。

それであとは、お祭りなんかでもそうですけれども、子育連だとか、いろいろな方にパトロールに回ってもらったり、やはりそういった方々から協力を得るような形にしていければ警備費も軽減できるかと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。たまむら花火大会実行委員長は副町長ですので、副町長から答弁いただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） お答えしたいと思います。

花火大会についてですけれども、警備員の単価も上昇しているということですが、実際全てのものが上昇しているということです。ただ、警備員に代わって一般の方を配置するとなりますと、トラブルがあったときに、なかなかうまくいかないという事情がありまして、現在のような体制になっていると認識しております。

来年度の花火大会ですけれども、花火の経費は、ご存じのとおり今年は1,500万円でした。昨年が1,300万円、その前が1,000万円、どんどん値上がりしているという状況です。集金しているというか、寄附をいただいているお金が800万円程度でしたかね。これがあんまり増えないということですので、経費については、来年度に向けて、経費の削減が、どのようなことをすればできるのか。また、集金はどのようにすれば集める金額を増やすことができるのかということについて検討していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 警備については、そういったトラブルはたくさんありました。やはり消防団が警備していると、突破していつってしまう車がいったりとか、パイロンをなぎ倒して入っていつってしまう人がいたりとか、それで結構トラブルが起きて、そのたびに本部が警察と一緒に飛んでいって、調整をしたりとかして、やはり要所、要所の警備は、そういった方々にお金を払って面倒を見てもらって、さらにはできる範囲の警備だとか、そういうのは地域だとか、そういった方で行えるようにやっていければと思います。

協賛金の集め方なのですが、令和元年から協賛金を集めたときは、商工会には各種団体がございまして、商工会青年部、それから商工会女性部、親会が22名という形で、そういった方々に自分の地域を集めてもらう。なぜかという、商工会は、商工会会報が年に4回郵送で送られてくるのです。商工会の今の会員数は11月22日、商工会に問い合わせたところ、723件、事業所はございます。個人事業も入れてですよ、一人親方だとか、そういった方々もいて723人の会員さんがおります。

そういったところへ、やはり日頃から会っている人が行くところなのですが、私も前は自分ちの近所を全部で10件ぐらい回っていたのですが、やはり私も同じ床屋さんに30年通っているんで、私が行けばくれるのだけれども、先ほど言った、民間のところが電話だけしてよこして、協賛金をいただけますかといったって、やはり景気の悪い中で、協賛金が増える可能性は、私はないかと思っているのです。

日頃から付き合っている人が行けば、私は飲み屋担当なのです。飲み屋によく行くので、飲み屋担当なのですけれども、飲み屋に行くときは、お願いに行ったときに1万円使って、もらいに行くときにまた1万円使って1万円もらってくる。毎回赤字のような集金方法なのですが、でもそれをしないとお金をいただけないし、1人で飲みに行ったってお金を使わないから、誰か友達を連れていって、一緒に飲んで、それで花火の集金をもらってきて、協賛金を10万円ぐらい集めてくるのです。

また、私の友達自慢ではないのですけれども、大成物産、新しく工業団地のジェムコの隣にできた、酒の卸業をやっている吉澤というのも私と同級生で、おまえ、花火の一等地なのだから、金くれやと言ったらくれるようになったのです。やはり知っている人が行かないと、お金というのはもらえないかと思うのです。

だから、やはりそういった集金方法を、商工会の花火大会を愛する会の今の会長さんは副町長の義理の弟さんですし、近い間柄にあるのであれば、花火大会が終わった後、いろいろ協議をしながら、そういった集金方法についても、商工会に丸投げというのではないのですけれども、商工会だったら郵送賃も、商工会報が3か月に1回送られてきているわけだから、その中に集金方法とか、近所の誰々さんが行きますよと言っておいてくれれば、この間に行きますよと言っておいてくれれば、近所の5軒ぐらいは回れるかと思うのです。

それで、商工会には、玉村町商工会総代会名簿というのがありまして、総代会の役員は、今現在106名いるのです。726人中総代会というのが106名います。上新田地区で9名、下新田地区

で23名、南部地区で18名、北部地区で17名、芝根で22名、上陽地区で17名の総代さんがいるわけです。その総代さんというのは、自分ちの近所の、そういった商工会に入っている人に総代会の名簿をもらったりとか、資料を届けたりとか、いろいろして日頃から付き合いがあるわけですから、私が先ほど言っていた商工会青年部だとか、女性部、今の女性部長は私の知り合いの方の奥さんですので、そういった方にもお願いをしながら、集金方法を変えて、そういった商工会の郵送料とか、手数料とかかかるのは、これは払うべきだと思うのですが、そういった協賛金の集め方は、私はこれは昔のやり方というのではないけれども、やはりそういうのに戻って行わなくてはならないと思うし、また貫井元町長がよく、工業団地の企業に行って協賛金をもらったりしていましたので、やはり役員の町長、副町長は、教育長が金をもらいに行くというのはちょっと難しいと思うのですけれども、学校へ行って、金くれやと言っても協賛してもらえないし、だからそういった形で、やはりみんなで協力し合って集金方法を考える考えはあるかないか、お願いします。そういった感じでやったらどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） ご指摘いただいたことについては、十分検討していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 実行委員長もやっておりますし、商工会とまめに、やはり花火の前は一生懸命に花火の実行委員会をやるのですけれども、終わった後の反省会をやらないから、また次の年になると、委員長が替わったり、役員が替わったりすると、引継ぎができていないのです。やはり花火の終わった後だとか、ふるさとまつりが終わった後に必ず、本当は飲コミュニケーションが一番いいのですけれども、酒を飲んで駄目なら、やはり反省会というか、会議を開いていただいて、だって議会からは議長も出ているし、総務常任委員長も出席しているわけですから、そういった方々の意見も踏まえて、またあと警察関係、それからあとは消防関係、それから子供何とかとか、いろいろな各種団体の方が実行委員会に2回かな、私も行っていたのですが、花火の前に2回会議を行いますけれども、終わった後の反省会がないということで、やはり毎年役員が替わったり、消防署長が替わったり、警察署長が替わったりすると、そういった横のつながりがなくなってしまうので、やはりそれをつなげていくためには、この実行委員会をもっと密にやったらいいのではないかなと私は感じたので、ぜひとも実行委員会をやっていただければと思います。

最後の駐車場ですが、栈敷席については、小学校の駐車場が使えることになって、すぐに売れました。また、栈敷席を増やす考えがあるのか、そういったことも検討していただければと思います。栈敷席は、あれは愛する会の方が販売、グッズ、それから飲食、お酒だとか、そういうのも、あそこの

ところで販売させていただいて、その中の売上げを、多少なりとも町に納入しているわけですから、そういった形で、もっと民間の人の、そういった各種団体を、もうちょっと協力させていただいて、やっていただきたいと思います。

それで、私思ったのですけれども、その前の年までは旧１０分団の跡地だとか、あとは平田牧場さんだとか、いろいろなところに、あの近辺に駐車場を借りていたのです。栈敷席の駐車場がなくて、そこを栈敷席の駐車場として使わせていただいたのですけれども、今年はそういったところがなくて、先ほど答弁にあった、今年から民間の自宅を駐車場として、駐車場シェアシステムというのかな、それは何件かシステムに入って、民間の家でそれを行ったところはあったのですか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） ご質問についてお答えいたします。

本年度から駐車場シェアシステムとしまして、軒先駐車場というシステムを活用させていただきました。今年につきましては１２件の申込みがございまして、駐車できるスペースとしては５４台分確保することができました。

以上になります。

◇議長（石内國雄君） １０番浅見武志議員。

〔１０番 浅見武志君発言〕

◇１０番（浅見武志君） だから、こういったことは、どこの花火会場に行っても、私もいろいろなところの花火会場に花火大会を愛する会で年間三、四か所、花火を見に行ったりするときも、やはり民間の家で遠いところは２，０００円なのだよ。近くになると３，０００円なのです。そこに頭詰めで１０台ぐらい止めれば３万円になるから、だからそういった形で民間の人の家に車を止められるようなスペースがあるところがあるかと思います。

それで、私思ったのですけれども、上陽の公民館ですか、上陽の上福島の公民館だとか、あとはつくい家具さんだとか、あそこも商工会に入っていたＯＢの先輩ですし、そういったところを商工会の人脈を使って、あとは関東信越産業（株）、前の宇津木さんちとか、ああいったところなんかも頭詰め止めれば結構止まるし、一番困るのが、何か問題になったのがセブンイレブンだと言っていました。勝手に車を止められてしまって、置いていかれてしまうので困るというのは上陽のコンビニと、あとは福島だとか、ああいうところもみんな車を置いていってしまうらしいのです。置いて買物へ行ってしまうので、次の車が入らなかったというような、やはりあれがありました。

なぜかという、バスをやめてしまったのです。お金がかかるので、バスのピストン輸送をやめてしまったので、文化センターに止めて歩いて行かれた方もいたけれども、役場なんかには結構止まっていたのですか、どうなのですか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

役場の駐車場につきましては、およそ250台分止めるスペースとして確保いたしました。こちらにつきましても結構早めな段階で満車となっている。ただ、文化センターが、まず一番早く満車になりまして、その後、役場のほうの駐車場が満車という、そういった順序だったかと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） しまむらの横に農協の施設があるではないですか。ああいうところは借りられなかったのですか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） 農協のところにつきましては、ライスセンターであったりとか、各主要施設がいろいろございますので、そういったところについて、来場者の方に何かしらちょっと侵入されたりとか、何か破損されたりというおそれもございましたので、そちらのほうを貸してくれという依頼は、本年度につきましてはしておりません。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） そういうところには、警備員でなくてもいいから、やはり民間の人に頼んで、農協関係者の方に頼んで駐車スペースを確保できるように協力いただいたりだとか、そういったような協力をしていただいて、いろいろ言いましたけれども、来年もいい花火が上がりますように、実行委員会を含め各種団体等々と協議をしていただければと思いますので、予算については、何とも言えないでしょうから、その辺についても町長に頑張ってください、また町の職員の方にも頑張ってください、来年も花火大会、ふるさとまつりが盛大にできますことをご祈念いたしまして、一般質問を最後といたします。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時5分に再開します。

午前9時50分休憩

午前10時5分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

◇議長（石内國雄君） 次に、12番新井賢次議員の発言を許します。

〔 1 2 番 新井賢次君登壇〕

◇ 1 2 番（新井賢次君） 改めて、おはようございます。傍聴の皆さん、いつもありがとうございます。今日初めてお越しいただいた方もおられて、いつもより張り切ってやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、早速始めたいと思います。まず、1 番目の公営墓地の設置について。高齢者人口の増加に伴い、公営による供養施設、墓地のニーズが高まっている。特に玉村町では、団塊世代の多くが移住や核家族化による影響を受けて、実家のお墓に入り難い等により、先行きに不安を感じている方が多い。

既に公営墓地を実施している自治体では、民間墓地に比べ、経済的負担が軽減される。宗教や慣習に縛られない等メリットが多く、住民にとって大きな助けになっていると聞いています。公営墓地の整備は、自治体としての社会福祉の一環であり、安心して供養できる場所を提供することで、地域の絆を深め、住民の安心感と信頼性が向上するものと思われます。まさに揺り籠から墓場までであります。積極的に町として取り組む課題であるかと思いますが、どうでしょうか。

2 番目、公共施設にネーミングライツ（施設命名権）を導入する件についてです。この件については、令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年に続いて 4 回目の一般質問になります。研究を続けていきたい、あるいは課題がある、慎重に対応したい等の答弁を今までいただいています。その都度、複数の町民の皆さんから、ぜひやるべきと応援の声をいただいたりしています。

公共施設の維持や運営にかかるコストが重荷になっている今、ネーミングライツによって税収以外の安定した収入源が確保できることは大きなメリットであると思います。令和 3 年度に県と前橋市ほか 1 0 市町が導入して以来、令和 4 年度以降も伊勢崎市、大泉町が導入し、住民の理解を得て、順次対象施設を広げ、着実に成果を上げている。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。どうでしょうか。

3 番目です。桜並木の保守・管理、伐採について。町道 1 0 1 号線沿線（県央水質浄化センター南）の桜並木、延長約 1. 3 キロのなのですが、その周辺一帯に、桜の老朽化等により、様々な支障が生じています。3 0 0 本を超えるうち、既に 5 0 本以上が伐採され、残っている桜も主枝を切り詰められ、虫食いが目立ち、まさに満身創痍です。桜が気の毒であり、かわいそうにさえ思います。

直近では、隣接する上之手住宅団地の住民から、様々な問題を指摘の上、伐採に関する要望書が提出されていると聞いています。年間の保守・管理経費等を踏まえ、現状をどう認識し、今後どのように対処しようとしているのか、伺います。

最後に 4 番目です。総合運動公園管理棟及びテニスコート場の改修についてです。まず、管理棟です。老朽化により致命的な不具合が発生しています。雨が降ったときの天井・壁からの漏水、それから洋式の便器がなし、排水管の詰まりによる小便器の一部使用不可、ボイラー故障によるシャワールームの使用不可、開口部の開閉不具合等以前から指摘されていますけれども、改善されていません。

町が策定した公共施設個別施設計画（建物）では「未定」となっていますが、早急な対応が必要だと思いますが、どうでしょうか。

テニスコート場です。この施設は、昼夜を通じて利用者が最も多い人気施設であります。照明用のポール位置、ポールが立っているのですが、コートに近く、非常に危険な位置にあります。それから、中にあるベンチシートの雨漏れ、それからＬＥＤ化の先送り、簡易トイレが和式のみである等検討すべき課題が多くあります。町として現状をどう認識しているかということと、今後の対応について伺います。

以上、１回目の質問とします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 新井賢次議員のご質問にお答えします。

まず初めに、公営墓地の設置についてお答えします。前橋市や高崎市では公営墓地を開設しておりますが、丘陵地などに開設しております。また、玉村町の近隣にも宗派を問わない民営の共同墓地が開設されており、様々な価格帯で募集しております。

群馬県墓地、埋葬等に関する法律施行条例では、墓地については、学校、病院、保育所、公園、その他の公共施設及び住宅から１２０メートル以上距離を置き、河川または湖沼から２０メートル以上距離があること、飲料水を汚染するおそれがない場所、その他公衆衛生上支障がない場所と定められており、納骨堂については、寺院、教会等の境内地または墓地もしくは火葬場区域内と定められております。玉村町の町内には、墓地に合致する場所はないため、町として公営墓地を設置する予定はありません。

次に、公共施設にネーミングライツ（施設命名権）導入をについてお答えします。ご質問にもありますとおり、公共施設にネーミングライツを導入することは、税収以外の収入源を確保することにより、公共施設の維持管理・運営に係る財政負担を軽減できるというメリットがあります。また、命名権を取得した企業の認知度が向上し、地域に貢献する姿勢が示されることで、町民との関係性構築に寄与し、地域経済の活性化につながる可能性もあります。

一方で、施設に企業名が冠されることで、企業名が先行し、施設の所在地や目的が分かりづらくなること、また特定の企業名がつくことで、町民に施設の公共性が低下した印象を与えてしまう懸念もあります。

公共施設へのネーミングライツの導入につきましては、これらの要素を踏まえて、慎重な姿勢を取っているのが現状であります。

次に、桜並木の保守・管理、伐採についてお答えします。町道１０１号線の桜につきましては、何年に植樹されたかは正確には分かりませんが、植樹されてから４０年以上が経過していると思われます。

老木化していることに加え、植樹ます内に植えられ、周りをアスファルト舗装で囲まれているため、根を張りにくい環境にあり、また道路を通行する車両に枝が当たらないよう強めの剪定をしていることから、樹勢の悪いものや枝が枯れたりするものが多く見受けられます。

枝が枯れ、落下の危険性があるものや倒木の危険性があるものについては、防除作業の際に確認するなどして、適宜、剪定や伐採を行っているところです。また、今年につきましては、幼虫が木の内部を食い荒らし、枯らしてしまう特定外来生物のクビアカツヤカミキリの被害が玉村町でも確認され、薬剤注入をするなどの対策を行いました。が、来年度以降も被害の拡大が予想され、費用の増大が懸念されています。

また、新井議員のご質問にもありましたように、10月に上之手区より、枯葉の処理に苦慮していることや倒木の心配があることにより、桜伐採の要望書も提出されている状況です。

町では、これらのことを総合的に判断し、町道101号線に植樹されている桜に関してはクビアカツヤカミキリの被害に遭ったものや、樹勢が悪く、今後倒木の危険性のあるものについては伐採を実施することとし、若木や害虫被害のないものについては、引き続き管理を行い、そのときの状況に応じて対応する方針であります。

次の総合運動公園管理棟及びテニスコート場の改修についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 新井議員の総合運動公園管理棟及びテニスコート場の改修についてのご質問にお答えいたします。

初めに、総合運動公園の管理棟につきましては、昭和61年に建てられて以降、特に手を加えることもなく、現在に至っております。その結果、議員ご指摘のとおり、老朽化による雨漏り等、不具合になっている箇所が多く見受けられるようになりました。

町の公共施設個別施設計画における改修計画では、令和8年度に実施設計、令和9年度、10年度に長寿命化改修を行うという指針を示しているところでございますが、なるべく早く進められるよう、財政当局とも協議を行いながら改修準備を進めていきたいと考えております。

次に、テニスコート場の改修についてですが、現在の照明用ポールの位置がコートにかなり近い位置に設置されており、利用者のプレーに支障を来しかねない状況にあることは、新井議員ご指摘のとおりであります。

今後テニスコートの改修を行う際には、照明用ポールの位置を移動させるとともに、LED化を図るなど、ご指摘いただいた課題の箇所につきましても、徐々に手直しに着手していけるよう準備を進めていきたいと考えております。

しかし、現在の町の財政事情を鑑みると、総合運動公園管理棟とテニスコートの改修を同時に進め

ていくことは困難であり、どちらかを優先させなければならない状況ではあります。いずれにしましても、管理棟の改修もテニスコートの改修も町民が安心安全に施設を利用するために必要な事業であると認識をしておりますので、ほかの施設の改修計画との調整を図りながら、住民ニーズに応えられるよう進めていきたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それでは、2回目の質問を議席から行わせていただきます。

まず、公営墓地の設置についてということです。この質問については、私の知る範囲では平成29年、今から8年前ですが、渡邊俊彦議員が質問したというふうに覚えております。私が議員になる前ではありましたが、記憶にあります。

この件については、その後質問もなくて、今回、私が質問することになりまして、担当の課長さん方とも打合せをさせていただきました。趣旨の説明をこちらでしっかりしたいということで、ご説明しました。

その間に2人の課長さんにも大変勉強していただきまして、私自身も、この質問を通して町の墓地に対して、こんな方向がいいのかなというふうな方向づけを自分自身としてまとめることができたかなと、こう思っていて、この質問をしてよかったかなと。実は、そういうふうに思っています。

まず最初に、説明の中で、嫌悪施設として解釈されていると、墓地は。そういうお話がありましたけれども、私、決して嫌悪施設だと思っていないのです。昔、土葬の時代でしたら、それがずっと印象として残っているのだと思いますけれども、今、少なくとも私が墓地に抱いているイメージは、決して嫌悪施設ではなくて、実は私のお墓は、昔の多野郡万場町、今は神流町というところにお墓があるのですが、そこには必ず年に3回か4回は行って、2人で行ったり、あるいは子供たちみんなでにぎやかに行ったりするのですけれども、お墓に行った後、必ずいつもさわやかというか、気が安らぐというか、いつも平穏な気持ちになって、来てよかったなという思いで帰っているのです。ですから、まずはそういうことを前提にして、今回質問させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

その上で、まず質問をします。まず、群馬県内の自治体の公営墓地について、現状どんなことで把握しておられるか、お聞きしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 群馬県内の、ほかの自治体の公営墓地についてお答えいたします。

前橋市、高崎市、太田市、渋川市、富岡市、安中市、沼田市の7市と中之条町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、水上町、大泉町の8町村が設置しております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） もう少し具体的に、どんな形で、そういうところが運営できているのかなというようなことはどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 運営とか、管理の状況についてなのですが、公園を併設しています前橋市、高崎市、太田市、大泉町は建設関係部署が管轄しております。玉村町でいう都市建設課みたいなところが所管しております。その他は環境関係の部署が所管しております。

また、管理状況なのですが、ほとんどのところが、書類申請関係とか、工事の事務などは直接職員が行っておりまして、清掃や植栽の管理などは全て委託としておるところがほとんどであります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 玉村町の民営の墓地について、今どんな認識をお持ちですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 玉村町内の墓地についてなのですが、お寺の境内にあります墓地、そのほか個人とか、一族の共同墓地みたいなものが各地、各所、いろいろなところにあることは確認しております。

ただ、町内の数地区とか、お寺さんの中にも霊廟や霊殿を持っているところがありまして、ある地区の霊殿では、今、空きがあるので、地区外の人でも入ってもらっているということは聞いております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 私も、今まで認識がなかったのですが、今、課長から説明があった、各地区に霊廟ですか、そういうものがあるということは、私も全く頭になかったのですが、今回の質問を通して、ちょっと勉強してみました。

そうしましたら、樋越の中組霊殿、それから上福島霊廟、それから光琳寺の宝塔殿等がありました。実は私、先日、上福島霊廟に行ってきました。そうしましたら、建物的には鉄筋コンクリート造で高

床式の平家なのです。それで、外観は寺院風になって、なかなか落ち着いた雰囲気なのです。その寺院は、全部で60区画あるのです、中に。半分ぐらいが現状は空いていますよということなのです。というのは、現地へ行ってみましたら、会員を募集していますと、問合せしてくださいというようなことが看板に書いてあったので、実は聞いてみて行ってきました。

そうしましたら、そのほかはロッカータイプで、会員になると、ロッカーを渡されて、どこかの区画の持分を所有することができて、鍵を預かることができるのです。ですから、いつでも行きたいときには行けるという状況でした。

現状は、入会金が17万円で、管理費が年に2,000円かかると、こういうことです。私が話をした相手は、いつでも歓迎なので、お墓のことで困っているような方がいたら、情報として伝えてくれませんか、こんな会話をすることもできました。

先ほど課長から説明してくれたほかの霊園も、多分同じような状況なのだろうと思います。決していっぱいになっていないのです。私、もともと合葬式墓地について知識がなかったものですから、町にこんなのがあって、こういうのがあるということを、すごく新鮮な思いで聞いたのです。

それと、こういうものがあるのだということを認識した上で、その後、実はまた課長と勉強していく中で、長野県の東御市というところがあります。軽井沢と、それから上田市の間に挟まれた市なのですが、人口的には玉村町より少ない市なのですが、そちらはやはり住民の意向を受けて、東御市の公営墓地設置に向けて、その課題と方向性についてということで、東御市墓地のあり方検討委員会というのを開きまして、令和4年9月に市に提言書を出しているのです。

その内容を見ましたら、結局その途中では、人口構成や寺院等の状況、それから市民アンケート、公営墓地を持つ自治体の視察研修等をした上で出した結論が、比較的少ない面積でも多くの遺骨を収納できる合葬式墓地がいいと、こういう提案をしています。そのアンケートの中で、承継者がいなければやむを得ないという方が64%、積極的に設置すべきだという人が17%で、回答者の82%の方が合葬式墓地に肯定的なのです。

それで、先ほど課長の説明の中で、いろいろな制限がある中で、玉村町には墓地を造る場所がないと、こういうお話でしたけれども、確かに120メートルという区画を考えてみて、図面に落とし込むと、空いているところって田んぼの真ん中とか、本当にそういうところに限られているのです。

でも、実際に墓地として登記されている敷地、地目が墓地あるいは境内地というところが、玉村町で451筆あって、面積的には7万8,000平米あると。最大の区画は約7,000平米なのですが、例えばその中で適当なところとか、ある限られたエリアを探してできるのが合葬式墓地ではないかなと、こういうふうに思いました。

本当に困っている人に対する墓地、お金がある程度ある人は合葬する墓地の必要はないのかもしれませんが、これから一人暮らしの老人や、あるいはお子さんが面倒を見るというか、墓守するのが大変だというような環境におられる方にとって、民間の墓地に比べて、そういう形で割安にでき

るし、将来的には安定して管理ができるであろう町営の合葬式墓地を計画することで、喜んでくれる人が多分たくさんいるのだろうなと思います。

制約がある中でも、私は、これは検討して進めていくことができるのではないかと思いますけれども、町長、この辺の話を聞いていかがですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私も何人かの人から公営の墓地というか、話は受けているのです、もう10年も前から。だけれども、なかなか場所とか、今言った、本人はお墓に行けば心がすがすがしくなるかもしれないけれども、第三者にとっては、やはり嫌悪施設という、なかなか感情的な矛盾ということもあって、なかなか造るのが難しいという中で、お寺さんに行くと、用意はしてあるということは、今、新井議員が言ったような状況もありますので、そういったことも踏まえながら、研究していくことは大事かなと思います。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 県内でも最近、合葬墓地の話が相当出ておりまして、太田市、安中市、富岡市は合葬式墓地を市営として最近造り始めているのです。いろいろなお墓の、多種多様な形がある中で、町民にとって一番役に立ちそうな施設、それが割と比較的、そんな大きな金額をかけないでもできるということで、合葬式墓地についての取組について考えていただければ、みんなから期待されるし、歓迎されると、こう思いますので、町長、ぜひお願いしたいと思います。

それから、先ほどの回答の中で、これから終活、あるいはエンディングノートを使って、お墓についてもいろいろ提供したりとか、相談に乗っていただけるということでしたが、なかなかお墓の問題って人に相談しにくいのです。私自身もそんな感じがするのですが、多分これから、このことで不安を感じている方が今以上に増えることは確実だと思います。

そういう意味で、健康福祉課のほうになるのかと思いますが、先ほどの答弁にもあったように、今まで以上に積極的に温かく接していただけるとか、あるいは先ほどの玉村町の墓地の状況も把握した上で、いろいろな情報を与えてやっていただけると、そんなことができるといいかなと。具体的に先ほどの墓場までということではないのですけれども、非常に大切な、みんなから歓迎していただける話かなと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、健康福祉課長、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

新井議員からご質問いただきまして、墓地のことを改めていろいろ調べまして、そういった中で健康福祉課として、ではどういうふうな取組ができるのだろうといったときに、墓地という話だと、人

生の最期を迎えた後の供養というようなお話になるのですが、現状、福祉として我々が取り組むべきは、最期を迎えるまでに、どう自己決定、それぞれご本人が、よりよい自己決定をして最期を迎えられるかと。その支援ができるのではないかとということで、来年度以降の取組にはなるのですが、群馬県の司法書士会と連携して、いわゆる終活ですね、終わる活動の終活について司法書士会と連携して、そこら辺は財産だとか、そういった話にはなるのかなとは思いますが、そういったところとか、あとは玉村町と伊勢崎市、それから伊勢崎佐波医師会の事務局が構成員になっている、在宅医療介護連携センターいせさき・たまむら運営会議というものがあまして、そこでは来年度からエンディングノートの作成支援の取組をしていこうということになっています。

そういった中で、ご自身が自分のこと、自分と家族のつながりだとか、自分と社会とのつながりだとか、改めて確認していただいて、その中でどうやって最期を迎えようか、そういう自己決定をしていただけるような支援が健康福祉課としてはできるかなと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） そういう取組ができることが、町民の皆さんに分かっていただけるだけでも、喜んでもらえることがあるかなと思います。ぜひ積極的にやっていただければなと思います。

それでは、次の2番目のネーミングライツの導入についてご質問します。冒頭にも申し上げましたが、令和3年6月、このときの私の質問に対して、今後も研究を続けていきたいという答弁でした。令和4年3月、導入に当たって課題がある。慎重に対応したいとの答弁でした。令和5年3月、公共施設は町民の大切な共有財産である。特定企業のイメージが付きやすい。導入には慎重に対応したいという3回質問したことに対する答弁が、こういうことでした。

実は私、定例会ごとに何々物語、春物語とか、秋物語とか、季節ごとに後援会だよりというのを発行して、自分の一般質問を通して感じたこととか、それを毎回1,600戸の方に、町の皆さんにお配りしています。それを見て一番反応があるというか、声があるのがネーミングライツについてなのです。ぜひ積極的にやるべきだよ。いいよ、頑張ってよと。ネーミングライツについて書いたら、必ずそんな声をかけていただきます。しつこいと思われるかもしれませんが、4回目ですから。そういう思いもあって、今回また質問させていただきました。

先ほどちょっと話しましたが、令和3年度に群馬県が8件、前橋市が34件、桐生市が6件、沼田市が4件、館林市が2件、渋川市が1件、富岡市が3件、みどり市が3件、それから中之条町が1件、明和町が1件、千代田町が7件、要するにトータルで70施設なのですが、令和3年度から始まりました。令和4年度から伊勢崎市、大泉町、多分その後さらに増えていると思います。

それで、一番先にやった群馬県では、最近、本当に最近なのですが、その施設の対象を歩道橋にまで広げているのです。県が管理する歩道橋に関してネーミングライツを募集しているのです。どれ

だけ真剣にいろいろな自治体に取り組んでいるかということだろうと思います。

それで、導入を始めた自治体は、やめていないのです。さらに、もっと小さい施設まで広げて募集を続けているのです。ですから、町長がおっしゃるような懸念はいろいろあるのですけれども、始めた自治体は、確実に成果を上げて継続しているのです。ですから、これについては、町長、もう一度私は考えていただきたいなと思って、今回も質問しました。

それで、伊勢崎市は、令和3年度に始まった、ほかの自治体に対して、実は令和4年度から始めているのですが、そのときの方針について書いてあるのですが、伊勢崎は、これまで施設名の変更によって利用者が混乱することを懸念して導入に慎重だったが、自主財源の確保や企業の宣伝効果などを総合的に考えて導入方針に転じた。こういうふうにして始めています。これは市長が替わった時点から、この方針転換ということで始めているのです。大泉町も後から始めているのですけれども、やはり歳入増を目指して積極的に制度を活用したいというようなことで、令和4年度から始めているのが、その2つの市、町です。

それで、町長は、例えばいろいろな名前をつけたときに問題があるというようなお話をされていましたが、それがそんなに問題があるのでしょうか。例えば前橋市、市民文化会館、昌賢学園まえばしホール、これで200万円です。それから、市民体育館、ヤマト市民体育館前橋、これで250万円、それから敷島公園ばら園なのですから、これは敷島公園門倉テクノばら園、これで1,670万円、前橋公園ですが、楽歩堂前橋公園、これで880万円、もちろんその施設の規模は違いますから、契約金額は大きいのですが、例えばこの名前を聞いても、そんなに抵抗はないのではないかと思います。

それから、伊勢崎市も、もっとはっきり企業名が出ている感じなのですが、伊勢崎市の文化会館、メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎、これで440万円、それから皆さんご存じの伊勢崎市華蔵寺公園遊園地、Auto Mirai 華蔵寺遊園地、これで248万円、それから伊勢崎市民体育館、アイオーしんきん伊勢崎アリーナ、110万円、それからあと小さい公園などが幾つかあって、9万円とか、16万円とか、110万円とか、そういう規模で契約しています。

それから、玉村町の規模的に近いという意味で大泉町ですけれども、大泉町文化むら、これに対して洋泉興業大泉町文化むら、これで400万円、それからいずみの杜という、これも公園なのですが、東朋産業いずみの杜、150万円、それから大泉町立図書館、ヴィアックス大泉町図書館ということで100万円、それからいずみ総合公園町民体育館、これに対して、いずみ総合公園MOTEGI大泉町民体育館で100万円ということで、今使っている施設名を必ず残した上で協賛企業の名前を足してネーミングライツとして使っているのです。

ですから、当初は聞き慣れないとか、あるかもしれませんが、それに対する抵抗は、ほとんどないのだと。これだけほかの自治体がつなげてというか、継続してやっているということは、そういう判断ができるのではないかと思います。それは町長、どうでしょうか。その名前に対する抵抗感

って、やはりあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） まず、課長が答えて、それから答弁させていただきます。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、ネーミングライツの導入につきましては、様々な観点から慎重な姿勢を取っているところでございます。私のほうから、もう少し詳しく説明させていただければと思います。

まず、ネーミングライツにつきましては、公共施設やイベントに企業名や商品名を冠する権利を販売することで収益を得るという仕組みでありますけれども、その導入については、幾つかの課題があると思っていますところでございます。

まず1番目には、公共性の確保が挙げられると思っております。公共施設は町民のためのものでありまして、その名称が企業名であることが、町民にとってどのような意味を持つのか。また、企業名が町民に与える印象について慎重に考慮する必要があると考えております。特定の企業名等を冠されることで、町民がその施設を利用する際に感じる心理的な抵抗感や公共性の低下を懸念することも想定されます。

また、収益の安定性と持続可能性にも懸念があります。ネーミングライツによる収入は一時的なものである場合が多く、長期的な視点で見た場合に安定した収入源となるかどうかは不透明なところもあります。契約期間が満了した際に、新たなスポンサーを見つけることができるかどうかについても大きな課題となります。当てにしていた財源がなくなることによりまして、予算計画や財政運営に影響を及ぼす可能性もあります。

加えて、ネーミングライツを導入した場合、町で作成したパンフレットや案内、また看板などを新たに作り直さなければならないため、ネーミングライツによる収入に比して費用対効果の懸念も考えられます。その導入によりまして、収入以上に支出があつては本末転倒となってしまうところも懸念されます。

一方、企業との関係性の構築、あと維持についても重要な要素だと思っております。ネーミングライツを導入する場合に企業との信頼関係を築くことが不可欠であります。企業の経営状況や社会的評価が変化する中で、その関係を維持することは容易ではないのかなと考えております。特に企業が不祥事を起こした場合、その影響が公共施設に及ぶ可能性もあるため、リスク管理の観点からも慎重な判断が求められると思っております。

さらに、地域住民や施設の利用者からの意見も無視できないと考えております。ネーミングライツ

の導入、あるいはその命名権を得た企業に対して、反対意見がもし多かった場合に、その導入は地域との信頼関係を損なうおそれがありますので、地域住民の理解と協力を得ることが重要だと考えております。

以上の理由から、ネーミングライツの導入については、引き続き慎重な姿勢を取っているという状況であります。

新井議員のほうでもいろいろ調べていただいていると思いますけれども、財源確保の観点からは、もちろん有効な手段の一つであるかと思えますけれども、一方で、人の意見というものは様々ございまして、私のほうでも他市町村の状況を調べてみたところ、35市町村のうち14市町村は確認することができました。玉村町も5キロ四方のコンパクトな町でありますので、大きな企業も中にはございますけれども、まだまだそのところ、大きな市と比べてもたくさん企業があるわけではありません。特定の企業が冠されることの影響を懸念する首長もおられるということも確認させていただいておりまして、導入していない市町村も、まだまだ多くあるという状況でもございます。

今後も公共施設の運営ですとか、財政運営についても含めて、特定の企業名が冠される影響について引き続き研究のほうをさせていただければと思っております。引き続き、ご理解いただければと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 何か導入しないということを頭に入れて、その理由をいろいろとお話ししていただいたような気がして本当に残念ですが、今、課長のほうから説明してくれた、いろいろな懸案事項というようなものは、決して玉村町だけではなくて、今既に導入している企業もみんなあると思うのです。それはトップの判断だとか、みんなの総意で導入を決めたということだったのだらうと思います。

そこで、何回かご答弁いただいた中で、私も何度も質問しているわけですから、役場の中で、これについて何か議論していただいたということはあるのですか。例えば副町長は、これをどう思いますか、導入について。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 先ほど担当課長が申し上げたとおり、導入については、様々なメリット、それとデメリットがあると考えております。近隣の自治体が導入しているところで、玉村町でも文化センターは、国道354号を通っていると、よく見えるのです。あそこにネーミングライツを入れれば結構な収益になるのかななんて考えておりましたけれども、県内の首長さんの考えで導入するかしないか、決定されているようでございます。

私たまたま同級生が近隣の市におりまして、そこは導入しておりません。考え方をちょっと聞いてみましたところ、その名前を取ることによって認知度が下がるというのですか、分かりにくくなるということで、ネーミングライツを導入しないことについて自負していたということです。

これは収入が増えるというメリットもありますけれども、名前を渡さないで、それをその自治体の名前の知名度の向上につなげていく。市外からも、県外からも、その地域の説明が分かりやすくなっているということで、これは考え方の違いでありますので、現在のところは、先ほど申し上げましたとおり、引き続き検討する事項であるかなと考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 通告しておりますので、教育長からお願いします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

私も、まだこの職にあって日が浅いものですから、これまでの経緯を全て承知しているわけではございませんけれども、一般論で申し上げれば、全国の多くの自治体で導入され、財源確保や地域活性化につながる事例も見受けられることですので、検討すべき施策の一つであるとは認識をしております。

ただ、先ほど来出ておりますように、何事にもメリットとデメリットがございますし、これまで当町が慎重な姿勢を継続している背景には、先ほど担当課長からも詳細に説明がありましたとおり、デメリットに関して払拭し難い懸念事項があるのであろうというふうに承知しております。

したがいまして、町民の理解と合意形成についての視点から、また公共性やイメージの毀損に関わる視点から等々幅広く認識を共有化しながら、メリット、デメリットを含めて議論を継続していくことが重要であるかなというふうに考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 私としては、分かりましたというほど理解していないのですが、先ほどの答弁の中で、引き続き検討するという言葉をいただきました。私自身も、もう一度勉強して、もっと皆さんに分かっていただけるような知識というか、よその情報だとか、いろいろなことを自分の身につけて、もう一度、この件についてはお願いしたいと、こういうふうに思っております。いずれにしても、最後には町長の判断が、最終的にはいろいろなことを決めるのだということですが、今現状、町の中の予算の確保という点でいって、決して今、私がお話しした市町村に比べて玉村町が豊かなわけではありませんよね。いろいろな施設をするのでも、どうしてもお金が要ると。

それから、このネーミングライツでの収入は、別にその施設の維持管理について使うと決められていないのです。使い道は、こちらの自由なのです。

それと、先ほどの企業さんですけれども、企業さんは、もちろんPRになりますけれども、企業として社会貢献しているのだということの思いで名前を出していると、決してPRだけではないのです。企業としての社会貢献、これは今非常に求められているわけです。それをネーミングライツとして、かなえているのだということで、企業としても誇りを持ってやっている面もあるのかと、こう思うのです。ですから、いろいろ懸念はあるようではありますが、ぜひ真剣に皆さんでもう一回考えていただきたいと、こういうふうに思います。最後、町長、この点お願いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 新井議員から3回、今回4回目のネーミングライツ、その都度担当職員という議論してきました。その中で、例えばネーミングライツというところで売名権を行使して、しかし一方で多額の寄附を毎年町に寄附しながら、しかしそういうことは言わない。私の名前をどこかにつけてくれという企業さんなんか結構今いるわけです。

それから、そういった問題とか、私が大事なものは、やはり公共財に求められるのは、公平性、公正性だと思うのです。だから、例えば体育館に、ある企業の看板を無断でつけられてしまったら撤去しろって言うわけだけでも、お金によってはつけてもいいですよみたいな、逆に外形的な公平性が、言葉はちょっと強い言い方になってしまうけれども、お金でゆがめられるようなことになってしまうのではないとか、そのことによって見る人が、おかしいのではないのかという感じが出てくるかと思っています。

私が具体的に感じたのは、現実にネーミングライツをやっているところだから言いますけれども、伊勢崎市民体育館、アイオーしんきん伊勢崎アリーナといったとき、あそこへ行くとき、同業種の人たちが、逆に使いづらいのではないのかという、そういう意味で非常に外形的な公平性を害するのではないかなと。

それで、そのことをみんな知っているから、市役所の庁舎とか、県庁の庁舎とか、そういった大本には、さすがにネーミングライツが適用されていない。だから、逆にそういったところで体育館ならいいかなという感覚の自治体が出てきたのだと思いますけれども、私がもしネーミングライツを、そういった形で容認すると、必ず自分で後悔することは、自分自身今でも分かるので、夕べも寝ながら、この質問に対していろいろ考えたのですけれども、やはり今のところは、相当慎重にいく必要があるのではないかな。公平、公正な観点から見ると、それは重要なことだと思っています。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） この件については随分時間をかけてしまったのですが、町長のお考えもい

ろいろとご説明を伺って、分からないではないのですが、先ほどから話しています、私、前橋市と伊勢崎市の例を何回か申し上げましたけれども、例えば前橋市の小川市長、それから伊勢崎市の臂市長、いずれにしても町長ともいろいろお考えが近いというか、ふだんも相当交流されているのだと思うのです。そこが特に積極的にやっているという状況ですから、機会がありましたら、今の町長が懸念されている事項をお話ししたりして、自分の考えと照らし合わせるというか、そうなのかということでお話ししていただけたらありがたいなと思いますので、ぜひお願いします。

それから、先ほどの本庁舎というか、例えば玉村町役場とか、前橋市役所とかについていないではないかということなのですが、それはさすがにトップの矜持というのですか、プライドというのですか、最低そこまでは譲れないよと。そういう判断で、そういう一番のメインのものは採用していないのだとは思いますが、もっと柔軟に考えていただいて、ぜひ導入に向けて前向きに検討していただきたいということをお願いして、この件については終わりたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

それから次は、桜並木の保守・管理についてです。先ほど町長のほうからご答弁いただきまして、基本的には、今支障の出ているものについては切るという方向でご答弁いただいたので、よかったかなと思います。地元の皆さんからの要望書も私見せていただきましたけれども、かなり深刻な課題として受け止めているのです。

私も、あそこはいつも散歩コースの一つになっていて歩くのですけれども、桜がきれいで、いいなと思うのは本当桜が咲いたときだけです。あとは全く、本当に見ていてかわいそうなぐらい傷めつけられています。今年の夏は特に暑かったということで、先ほどの害虫ですね、先週新聞にも出ていましたけれども、どうも群馬県中に出ているのです。後で話す運動公園なのですから、運動公園の桜も実は相当やられています、クビアカツヤカミキリに。

ですから、それがうつらないようにするためにも、今の桜並木は早急に切ってもらったほうがいいのではないかなと思います。そういう方向づけができていますようですから、ぜひ早めをお願いしたいかなと思います。

それから、先日ある人と話したときに、桜を切ったときに、根元から切るのが常識というか、それでいいのでしょうかけれども、例えば中には、人が座れるぐらいの位置で切って、あそこを散歩している人が休める、そんなので幾つか色を塗って残したりしてもいいのかなと、こんな意見もありましたので、参考としてお話ししておきたいなと思います。この件は、ぜひよろしくお願いします。

それから最後に、運動公園の管理棟と、それからテニスコート場の改修についてです。私、先ほど現状の不完全さというか、お話ししました。雨漏れ、それからトイレは和式便器のみとか、それからトイレの3個便器があるうち1個は詰まって、もう何年も使えない状態が続いているのです。あの運動公園はあれだけ立派なもので、管理もしっかりできているのに、管理棟だけは完全にマッチングしていないという感じなのです。

先ほどの話の中で、令和８年に実施設計をして、令和９年、令和１０年ぐらいに改修するという計画が、新しい施設計画には載っているようですが、私たちの手元にある施設計画には、そこまで具体的に書いていないのです。直近で説明を受けたときにも未定だということが書いてあったので、今回質問したのですが、そういう形で具体的になっていることについては、よかったかなと、本当にほっとしています。

ただし、現状を見ると、私は令和８年まで先送りするというのは、ちょっとひどいなと思います。例えば住宅でも雨漏りなんて最大の瑕疵というか、雨漏りなんかすぐ直さなくてはいけない件ですよね。トイレが詰まって使えない状態は、すぐ直さなくてははいけないですよね。ですから、私は、そんなに先送りしないで、ぜひ前倒しにさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

管理棟の雨漏り等の不具合につきましては、私も着任して現地を確認しております。お話も管理者のほうから聞いております。玉村町公共施設個別施設計画につきましては、令和３年３月に策定したものでございますけれども、議員もおっしゃるとおり令和８年度に管理設計して、その後工事をするということでございます。

ただ、管理棟、雨漏り等大分ひどいということなので、なるべく前倒しでやれるように、ちょうど今、来年度に向けての予算をつくる時期でございますので、財政のほうとも相談しながら、早く対応できるようにしていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） １２番新井賢次議員。

〔１２番 新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君） ぜひお願いします。

それから、もう一つ、テニスコートの件なのですが、今あのグラウンドは、野球場とそれから場内、その照明器具のＬＥＤ化は、今年予算づけがあって終わりましたよね、先日。私、先日夜に行ったのですが、１２月は高压電源を切ってしまったので、今は行っても分からないのですが、運動公園、野球場ですね、つけてもらった瞬間に立ち会ったのです。物すごい明るいですが、ＬＥＤが。

それで、テニスコートが一番人気の施設であって、全体の７割ぐらいがテニスコートの夜間照明の電気代なのです。ですから、それを先送りすることは非常にもったいないと思います。それから、リースということですから、そんなにランニングコストもかからないので、電気料の軽減のことを含めると、テニスコートのＬＥＤ化、これをぜひ前倒ししてお願いしたいのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

こちらまた、管理棟とは別で、ちょっと事情が異なります。新井議員も見ていただいて分かっているかと思うのですが、コートの中に街灯の柱が入っていたり、コートとコートの間に休憩所があったり等、直したいところもたくさんございます。大きく直す際に街灯を外に出すことも考えております。そのために今現状、野球場のLEDは10年リースですので、今同時にリースにしてしまうと、テニスコートを改修するときに、また外してしまわないといけない、もったいないことになってしまう。テニスコートのトイレも併せてそのときは直したいと、こちらも考えておりますので、一体でテニスコートをやるタイミングが来たときにLEDもトイレも、あと防風ネットもちょっと古くなっているというお話を伺っております。軽微なものは来年度、こちらも予算計上を考えておりますが、大きく改修するときは、またこの後、LEDも含めましてやりたいなど。当然係も含めまして考えておりますので、回答とさせていただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 今日は4点について質問させていただきました。それぞれ答弁をいただいております。ありがとうございます。

自分の思いが届いたものと届かないものがあるのですが、引き続き、こちらも勉強した上で、また質問させていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時20分に再開します。

午前11時4分休憩

午前11時20分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、7番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔7番 備前島久仁子君登壇〕

◇7番（備前島久仁子君） 議席番号7番備前島久仁子です。傍聴の皆様、ありがとうございます。しっかり訴えてまいりたいと思います。

まず、町内にある公共施設の老朽化が非常に目立っております。解体をするのか、あるいは改修をして利用しやすくするのか、その計画について伺いたいと思います。

まず、社会体育館の外のトイレ。これはずっと私が訴えているのですが、トイレであるにもかかわらず鍵がかかったまま使えない状態で長年放置されています。グラウンドゴルフをしている高齢者が

らは、わざわざ建物内のトイレまで行かなくてはならず大変不便であるとの声があります。使えないのであれば取り壊しをと15年も言い続けてまいりましたが、常に検討するという答弁ばかりで、こうした答弁をいつまで続けるのか、疑問であります。今日は明確なお答えをいただきたいと思います。

このトイレですが、土手の陰になっているために、またヒマラヤスギに覆われているために非常に暗くて、防犯上からも危険な建物のように見受けられます。長い間使用していないために取壊しを提案しております。どのようにされるか、お伺いします。

次に、総合運動公園の管理棟の老朽化について伺います。また、テニスコートの休憩所の屋根の雨漏り、そして椅子の劣化は使用者から苦情が多いと思います。中高年雇用福祉事業団へ委託している施設であって、テニスコートの休憩所の屋根の件ですが、改修費20万円以下のものは指定管理者が負担して、超える経費は町負担となっております。質問の要旨には10万円と書いてありますが、20万円です。超える経費は町負担となっておりますが、事業団は、利用者からの苦情が多くて、何度も見積書を町へ提出しているということでもあります。町では、どのように把握しているのか、伺います。

また、同じ事業団へ管理委託しております、角淵のグラウンドゴルフ場のスタートマットの劣化など、20万円を超えないものは町へ申請ができずにあります。僅か2,730円のスタートマット3枚の取替えを事業団へお願いしていても、お金がないと言われるばかりで、30年以上も使われているゴム製のマットは劣化でゆがんでおります。町民サービスの点から快適なスポーツ推進環境を図れないのか、伺います。

次に、2番目としまして、新田地区の仲良し公園に代わる公園について伺います。新田の仲良し公園は、長く町民に愛されてきた公園であり、地域のグラウンドゴルフ愛好家の練習場にも利用されております。高崎玉村スマートIC北地区工業団地内への公園建設に伴い、グラウンドゴルフは新しい公園でということで、仲良し公園を閉鎖する予定とのことではありますが、周辺の住民へアンケートを行った結果、どんな意見が多かったのか。また、いつ頃からの移行になるのか。その後、仲良し公園は地権者へ返還することになるのか、伺います。

3番目としまして、藤岡大胡線（角淵の南工区）歩道整備事業についてです。角淵簡易郵便局から岩倉橋までの区間で道路の拡張、自転車道と歩道の整備事業が計画されております。これは県立女子大学の准教授が、自転車で走行しているときに事故に巻き込まれて痛ましい結果となって、やっと県が道路の拡張整備に動き出した事業であります。

住民への説明会が角淵と上之手住民を対象として開催されました。今後は、来年の3月末までを目標として、アンケート結果をまとめて計画を立てて、地権者との交渉、移転等の多くの過程を経てからの実施となる長期計画工事と見込まれております。

そこで、角淵の簡易郵便局から岩倉橋の対象となる、両側の人家の数は何軒ほどあるのか。また、事業者がアンケートを実施しましたが、その内容は町で把握しているのかどうか。いずれにしても、

相当な時間がかかる事業であります。地元の住民からは、バイパス工事業を進める必要性を聞いている。町が上飯島交差点から滝川までの道路の拡張整備をしてきた以南の工事の進捗事業をどう推進していくのか、伺います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 備前島久仁子議員のご質問にお答えします。

まず初めに、公共施設の老朽化に伴う解体並びに改修工事の計画についてのご質問は、教育長からお答えします。

次に、新田地区の仲良し公園に代わる公園についてお答えします。まず、アンケート調査につきましては、本年6月に区長さんのご協力をいただき、新田地区の約220世帯に対し、周辺整備や新設公園に関する内容について実施いたしました。

公園に関するアンケートの内容としましては、望ましい公園利用のイメージや利用目的、どのような施設が必要かということについて調査いたしました。

そして、どのような意見が多かったのかにつきましては、東側公園については、地元の人に限らず多くの人が利用でき、グラウンドゴルフ、子供の遊び場、散歩、休憩場所として利用したいというものが多く、必要な施設としましては、防犯灯やあずまやなどとなっており、西側公園については、暑さや雨等をしのぐ屋根付きのベンチ等の設置というものでございました。

また、維持管理の方法につきましては、町と区の協働管理ではなく、町による維持管理を希望するというものが多く見受けられました。現在、アンケート結果を参考に、公園整備及び周辺道路改良工事の設計業務を進めているところです。

次に、いつ頃から移行になるかについてですが、予算や工事の進捗状況にもよりますが、令和8年度以降の公園完成を見込んでおりますので、完成後速やかに移行したいと考えています。

なお、地権者への返還につきましては、時期や方法について地権者と協議をしながら進めたいと考えております。

次に、藤岡大胡線（角渕南工区）歩道整備事業についてお答えします。藤岡大胡線（角渕南工区）歩道整備事業は、令和6年度から群馬県伊勢崎土木事務所により事業化され、9月に角渕地区及び上之手地区で地元説明会が実施されました。説明会では、今後の事業の進め方やスケジュールなどに関する説明があり、その中でアンケート調査を11月に実施するとの説明があったところです。

まず、1つ目のご質問の、対象となる人家の数は何軒ほどかにつきましては、アンケート調査の結果や道路に関する基準などを踏まえた上で整備計画を進めていくことから、現時点では未定であるとの回答を土木事務所からいただいております。

次に、アンケート調査の内容を町で把握しているのかとのご質問についてですが、アンケートの実施前に土木事務所より内容に関する連絡をいただいておりますので、町も内容を把握しております。

また、アンケート調査の結果につきましては、１２月中に土木事務所においてアンケート結果に基づく行政ワークショップが開催される予定ですので、集計結果につきましても、町へ提示される予定となっております。住民の方への提示につきましても、来年１月開催予定の第２回道づくり会議で公表する予定とのことです。

最後に、滝川以南の藤岡大胡バイパス事業の進捗についてですが、群馬県が策定した県土整備プラン２０１３においては、藤岡大胡バイパスは令和４年度までに着手予定の事業になっていたことから、町においてもバイパスに接続する町道１０３号線の道路改良事業に着手し、現在事業を進めているところです。

しかしながら、近年の頻発化・激甚化する災害に対応するため、県は利根川堤防強化などの防災対策を優先的に進める方針としたことから、県土整備プラン２０２０における藤岡大胡バイパスの位置づけは、着手に向けて検討する事業に変更されました。町としましては、藤岡大胡バイパスは地域間連携の強化に重要な路線であると考えていることから、早期の事業化が図られるよう県に対し引き続き要望してまいります。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 備前島議員の公共施設の老朽化に伴う解体並びに改修工事の計画についての質問にお答えいたします。

初めに、社会体育館屋外トイレの取壊しについてですが、昨年の９月議会で答弁したとおり、現在は地域における防犯上の理由から閉鎖しており、併設されている倉庫はグラウンドゴルフの用具保管場所として今も活用されています。備前島議員のおっしゃるとおり、建物としての老朽化がかなり進んでおりますので、今後なるべく早い段階での撤去準備を進めていきたいと思っております。

また、総合運動公園の管理棟につきましては、新井議員のご質問にもありましたが、昭和６１年に建てられて以降、特に手を加えられることなく現在に至っております。その結果、議員ご指摘のとおり、老朽化による雨漏り等、不具合箇所が多く見受けられるようになりました。

令和２年度に作成しました、玉村町公共施設個別施設計画における改修計画の中では、令和８年度に実施設計の立案、令和９年度と令和１０年度に長寿命化改修を行うという指針を示しているところでございますが、新井議員のご質問でも答弁したとおり、なるべく早く進められるよう、財政当局とも協議を行いながら、改修準備を進めていきたいと考えております。

続いて、グラウンドゴルフ場のスタートマットについてですが、議員ご指摘のとおり、東コースのスタートマットは設置から長い時間が経過しており、大分劣化が進んでいる状況ですので、購入等を含めて、指定管理者と協議の上決めていきたいと思っております。

また、テニスコートの休憩所の椅子や屋根の劣化についてですが、椅子や屋根のほかにも不具合となっている箇所が幾つか挙げられ、指定管理者から担当課に見積書が提出されたことがございます。

それらの箇所の修理・修繕についても、テニスコートの改修を行う際に、併せて実施できればと考えているところでございます。

なお、施設改修費につきましては、20万円以下のものが指定管理者負担となっており、それを超える場合は町負担となっております。指定管理者の権限で行える施設改修については指定管理者に適切に判断していただき、町の負担となる施設改修につきましては、緊急性の高さを考慮し、優先順位を決めながら、改修の実現に向けて、財政当局との協議を重ねてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、体育施設の維持管理には大きな財政負担を伴うことが考えられますので、町全体の状況を見ながら、可能な限りの住民ニーズに応えられるよう、綿密な検討を進めていく所存であります。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 自席より2回目の質問をさせていただきます。

玉村町でもいろいろな施設がありますが、非常に老朽化が進んでいるものがありまして、プールもそうですし、いろいろなところを検討していく中で、優先順位をつけて、どこが先かということで検討されていると思うのです。

今、初めて社会体育館の外トイレは撤去準備したいというお答えをいただきました。今まで撤去準備というのはなかったと思うので、検討したいということでしたので、今は用具を置いているけれども、撤去準備ということで、よかったなというふうに思います。

以前ちょっとあそこは、用具入れに使っているのですが、撤去というよりは、そのまま使いたいということを知ったこともありまして、であるならば、トイレをきちんと使えるようにすべきではないかと。あのままの状態で放置していくのが、やはりよくないわけで、使える状態にするか、あるいは使えないのであれば撤去するかという、それを15年私は訴えているのです。何でこういうふうに決定できなかったのか、そういうことはどのように思われますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

私、4月に異動してまいりましたので、15年前の様子は、ちょっと分かりませんが、いろいろ調べさせていただきましたところ、実はあのトイレ、古いがゆえにアスベストがちょっと含まれていると。撤去自体はそこそこの、ある程度のお金で済むのでしょうかけれども、アスベストが出たときに、その処理費が大分また上乗せでかかるというところで、ところどころで当然、生涯学習課としても検討していたようなのですけれども、ちょっと二の足がやはり出なかった。そう考えている間にほかの改修場所、ほかの建物が、大きい工事が入りますと、どうしても後回しということになってご

ざいます。

ただ、改めてまた見積り等を取り直しておりますので、教育長答弁にもありましたけれども、予算化、また庁内で今考えている、新年度予算の入力締切りまでには明確にもっときちんと出していきたいと思っているところでございます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） やっと方向性が出たということで、それはよかったなというふうに思いますけれども、皆さんにしてみれば、ただの外トイレというぐらいの認識かと思いますが、私は、ほぼ毎日あそこを通っております、土手とトイレの間が暗い状態なのです。夕方あたり、あそこで犯罪が起きないでほしいと常に願っている一人であります。

また、ヒマラヤスギもありまして、あそこは死角なのですよね、ちょうど。ですので、それを思うと、小さい子供たちがボールを蹴って、あそこに入ってしまったということを考えると、ぞっとするようなことが起こるような死角の地点であるので、何とかしてほしいというふうにずっと思っております。

また、コンクリートのああいうトイレは、今もちろんああいうものはないですけども、使いやすいトイレが外に1つやはりあるべきだと思うのです。あそこの社会体育館は避難場所にもなっております。いざというときには住民が避難する場所でありますので、外トイレの必要性も感じております。

また、日曜日などは子供たちが来てボール蹴りしたり、親子で自転車に乗ったりして遊んでいる施設にもなりますので、わざわざ中のトイレに行かなくても済むようなトイレも設置していただきたいと思います。そのこともそこを撤去すると同時に、また外トイレということの必要性もお願いしたいと思います。

では次に、総合運動公園の管理棟の建て替えについてであります、先ほども総合運動公園の管理棟は、あと2年後、そして3年後から始まるということであります。まず、テニスコートは非常に町外からも愛好者が多くて、来て使用されております。思えば、あれは15年ほど前に、貫井町長のときでしたけれども、私もテニスをやっていました、あそこでずっと。テニスをやっていて、あそこは今オムニコートになっていますが、コンクリートのコートだったのです。

コンクリートのコート、今どきそんなコートはありませんって、テニスの愛好者の人たちからすごく言われて、確かにそうなのです。テニスって、走って止まって、走って止まってって、膝、足首に物すごく負担がかかるのです。教育長もご存じだと思いますけれども、それでオムニコートに何としてもしてほしいということで強く訴えまして、そのとき貫井町長がすごく早く、オムニコートに4面全部改修してくださったのです。

だから、それは本当にありがたいなと思っております、テニスコートも、それから一度も改修されていませぬので、また劣化もあると思いますけれども、特に間にある休憩所の、御覧になったと思

いますけれども、その屋根が破損して雨漏りがしております。私、驚きました。雨漏りがしないように、そこに使っている方たちがペットボトルをつなげてつなげて、雨水を排水しているのですよ、違うところに。あれは課長、いつから雨漏りの状態を認識されていたか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） 私、先ほども申し上げましたけれども、4月に来まして、6月頃にごると全て回ったのですけれども、そのときに利用者の方で、工作が得意な方がいて、直していただいているということで、ペットボトルの雨どいも確認しております。こちらにつきましても本当は全て取り替えられればいいのですけれども、全体の改修の中で、新井議員のときにも申し上げましたけれども、全体の改修のときにテニスコートはトイレも含めまして、一緒にできればなと思っております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 高崎市もテニスコート、すごく整備に力を入れておりまして、ご存じかと思えますけれども、清水善造メモリアルテニスコートということで、大変クレーのいいコートを整備しまして、今、国際大会をそこで開催しておりますよね。テニスのまち高崎というのを、どんどんPRしておりまして、国際大会を呼んで、そしてその選手たちが泊まるホテルまで用意しているのです、高崎市は。そのようにテニスで市を盛り上げようということになっていますので、そういうことから、また健康にもいいということで、誰でもできるスポーツということで、テニスの人口も非常に増えておりますので、玉村町も古い雨漏り、そのままというよりは、あの状態が安心して安全とはとても思えないです。ですから、安心安全に使用できるように優先順位をとすることはありますけれども、あの雨漏りを見れば、決して安心でも安全でもありません。

そして、先ほど運動公園の管理棟の建て替えが、令和8年の設計ということでありまして、管理棟とは別にテニスコートを全体的にということでもありますので、テニスコートの設計、そして改修というのは、管理棟よりも先になるのか、後になるのか、その辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

まずは、管理棟をしまして、その後テニスコートになるかと思えます。ただし、備前島議員にも先ほどちょっとおっしゃっていただきましたように生涯学習課でありますと、プール、こちらも老朽化が目立っております。それと、文化センター大ホールであったり、エレベーター、こちらも老朽化が目立っております。気になったところをその都度すぐできれば、それは当然よろしいのでしょうか。

ども、やはり予算的なものを相談しながらではないと、次々、また次というふうにちょっと進められないものですから、一旦は、まずはぼろになっております管理棟を前倒しで早く進めたいという思いでおります。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） そうしますと、管理棟が先で、令和8年の設計、そして令和9年から令和10年の改修、その後にテニスコートといいますと、あの雨漏りの状態のまま、あと4年も5年もあのままということですか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） 失礼いたしました。指定管理の中に修繕費がありますので、管理者とも相談して、あの雨どいには対応したいと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） あれだけは何としてでも、先によろしくお願いします。

聞いた話ですと、あそこの休憩所は、あの中に、ああいうふうに造るものではなくて、それを外に出して、そして電灯もあのコートの中ではなくて、外に出すというような計画もおありだということですが、その計画はどのようになっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

専門の業者さんと相談してテニスコート全体の改修計画があるわけではございません。課の中で不具合等を見ておりますので、LEDの照明の位置も含めまして、課の中で考えているところでございます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 分かりました。計画を立てて、そして危険なところは早急にとということで、お願いしたいと思います。

次に、今度は角渕グラウンドゴルフ場、ここは午前、午後、愛好者の人たちが60人も大体毎日ここでプレーをしております。大変お元気な方たちが多くて、私も時々グラウンドゴルフをしに行くのですが、とてもとても追いつけない、スピード、速さ、そして的確なボールを打つ感覚ですとか、そういうものを日々行って、そこで練習して、そしてみんなと笑い合ったりすることが、大変健康寿命に結びついていると思います。

これは少年のスポーツと違って、高齢者になってからスポーツするということは、自分の健康管理に、やはり何としても健康管理をしたいという強い意思がないと、寒かったり、暑かったりしますから、なかなかそこに出かけて行ってプレーして、家で寝ていればいいのですけれども、そこに行って、わざわざプレーするということは、やはり非常に自分の健康管理ということを考えていらっしゃる方が多いと思います。

また、先日も85歳の男性が、自分は85歳になったけれども、毎日のようにここでプレーしているのだと言っておられました。やはり医療費の削減に、かなり自分は貢献していると思うよって、わざわざ言いに来られた方がいて、本当にそのとおりだと思うのです、町長。介護保険料は、玉村町は少し下がりましたがけれども、こうした介護保険料の、やはり下げることにも、かなり多くの方が貢献されていると思うのです。

そういう点から考えても、やはり少年たちのスポーツとは違って、町には、こういう方たちの施設整備をきちっとしていただきたいと思うのです。この間も上之手区の生涯学習の一つでグラウンドゴルフ大会がありました。これは角淵のグラウンドゴルフ場の東側で行われました。ちょっと山になっているところです。

ここでやってみて気がつくのは、ボールをボールスタンドに載せると、それが落ちてしまうのです。かなり劣化しているということでもあります。そのスタンドだけは僅か825円なので、そのスタンドだけは事業団のほうに取り替えてもらっているということでありましたけれども、そのマット自体が非常に老朽化して、またそのグラウンドゴルフ場を造ったときに、下に埋め込んだようになっている大きなマットも幾つかありますが、あれもかなり劣化しておりまして、やはりつまずくのです。高齢者、一番やはり転倒が心配、つまずくということです。ですから、そのスタートマットだけではなくて、あの全部を見ていただいて、埋め込んでいるものがあるのです、マットが。これの撤去と、そして新しいものに替える。これはプレーヤーの方たちが事業団にお願いしなくても、これは町の整備として、ぜひやっていただきたいと思います。

安全にプレーができるようにという管理を、時々現地を見ていただいて、それをしていただきたいと思うのです。グラウンドゴルフの愛好家の方たちは、大体は主に西側でいつもやっております。あまり東側というのは使うことはないですけれども、たまに来られる方なんかは使っておりますけれども、大体は西側でやっています。ですので、西側も土の状態とか、いろいろなものもよく見ていただいて、あそこは本来であれば多目的公園であるわけですがけれども、今あそこで自転車に乗ったり、遊んだりというよりは、圧倒的にグラウンドゴルフの方たちが、午前、午後、ずっと使っております。夕方になってもやっている方が多くて、自分の健康管理のためにここに来てやっているのだなということは、よく感じますので、その整備という点ではお願いしたいと思います。

事業団の予算の枠ですけれども、20万円以下のものは事業団に取り替えていただいているということですが、これは年間で20万円ということですよ。ですので、2,700円ぐらいのス

タートマット3枚も取り替えてもらえないという状態で、それは30年も使っているということです。ですので、その辺の20万円の予算の枠というのは、どのようになっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

指定管理費の中に施設修繕費はありまして、ここが金額的には60万円ついております。ただし、事業団は総合運動公園と東部工業団地の運動場、あと角淵グラウンドゴルフ場、3か所をまとめて指定管理を受けておりますので、20万円掛ける3か所という金額を持っております。ただ、長年にわたって、あのマットを替えなかったというのは、やはりちょっとここも聞いてみたのですけれども、管理者のほうで、今のグラウンドゴルフ協会さんの前の団体さんが置いていったものだという認識があったようです。

備前島議員からもお話に出ましたけれども、西側は芝生広場ということで、グラウンドゴルフのコースが取れる通常は広場という状況で、今も色つきの看板が出ておりますので、分かるかと思うのですけれども、その辺でちょっとやはり認識の違いがそこにあったのかなと思います。町が設置したスタートマットでもなく、前の団体さんが置いてきたものだということで、手つかずでいたのかなというのがあります。

ここは、またこの後、グラウンドゴルフ協会さんにも事情等を確認します。ただ、早速今年度の予算の中で、全部ではないですけれども、数か所替えられるということの回答をいただいておりますので、まずは何か所か事業団のほうの予算、指定管理の予算で買わせて交換させていただいて、もうちょっと話を詰めていければなと思っております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） そういう小さいところからもよろしくお願いいたします。

それと、焼砂というのが前は置いてあったと聞きます。焼砂ってご存じですか。人が立ったりすると、そこが芝生が擦れてしまったり、いろいろしますので、だんだんへこんでいきますよね。そこに砂を入れるのです。それはゴルフでもそうですし、またテニスなんかもそうです。やはり人が踏んだりするところは、どうしても砂が減ってしまいます。

ですので、ゴルフなんかの場合はカートに全部砂が積んであって、自分が掘ったものは、ちゃんと埋めるというのがルールでありますので、その砂、グラウンドゴルフ場に焼砂という形で前は置いてあったのだけれども、やはりそれもいつの間になくなっていくということです。その焼いた砂を入れると、やはり芝が早くきれいによみがるといふ、生えてくるのだそうです。普通の砂とは、やはりそこが違う。

ですので、そういうものもちゃんと置いてあったのが、いつの間になくなっていくと聞きました

ので、そういうものをちゃんと用意しておいて、やはりきちんとしたルールの下、プレーヤーの人たちはプレーしているのです。ですから、自分が掘ったところとか、擦れたところとか、へこんでいるところに、やはり砂を入れたいと思うわけです。それは自分だけではなくて、ほかの人もけがをしないように、つまづかないようにということもありますので、快適なプレーができるようにということです。その焼砂もぜひ用意していただきたいのです。地面が擦れてしまう。快適にやはり使えるようにしていただけるように、そういうものの整備もお願いしたいと思います。

先ほど3つの指定管理、その3つの場所で、その20万円ということでもありますけれども、だったら、1つ、2つを替えるのではなくて、全てのマットを替えるのに、その20万円は超えるでしょうから、その予算を請求したらどうかということも考えられますけれども、それでもよろしいのでしょうか、課長。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

焼砂の件も含めまして、またちょっと持ち帰って検討させていただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 課長、よろしくお願いします。

でも、課長も、そうやって現場を見て、そしてたくさんの人たちがプレーしていて、それで直接そういう方から話を聞いたりして、またそれも勉強の一つであります。もちろん、私たちも日々そういうところに出かけて行って、そういう利用者の声を聞いているわけです。ですから、その焼砂の問題とか、そういうものも私たちの耳に入ってくるわけで、ぜひ課長さん方も自分の持ち場の現場に行って、そこを確かめるということもしていただきたいと思います。何も仕事は役場の中だけではありませんので、それは。どの課長さんもそうだと思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

それと、1つ気になるのは、指定管理をしている管理者と利用者との関係が、うまくコミュニケーションが取れてやっているのかなということも最近私は不思議に思っていることがありまして、私、社会体育館のジムをよく利用するのですけれども、社会体育館も指定管理になっておりますが、度々ジムの利用者とのトラブルがあるのです。

それは大声でけんかしている場合もありますし、言い争いになることもあるのですが、上から目線になっていることがないかどうか。管理者と利用者、利用者はお金を払って利用しているのです。ですので、ルールを守って利用しているのですが、管理者と利用者、また町、それが上下関係にないことを願うばかりでありますけれども、そういうことも、やはり一度考えていただきたいと思います。そこに上下関係があってはならないと私は思っております。ですので、利用者の声も公平に聞いていただければと思います。いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

グラウンドゴルフ場の話ではないと、何となく。そこはちょっと線を引かせていただきたいと思います。備前島議員がおっしゃるとおり、多少なりとも、そういうお声が私のところに入ってくることもございまして、当然その都度指示をしておりますので、皆様が気持ちよく利用できるように、また努めていきたいと思ひます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） よろしくお願ひいたします。

続きまして、仲良し公園についてですが、この仲良し公園、今、年間幾らで、この土地を借りているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

年間、土地の借上料としまして130万円でお借りしています。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今度新しくできます工業団地の中に公園ができますよね。大きさとしては、今の仲良し公園に比べてどうなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 現在の仲良し公園につきましては、約2,500平米ございまして、今度新しくできる公園の大きさにつきましては、東側の大きな公園、こちらにつきましては5,400平米で、西側にあります公園については1,000平米というふうになっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 当然グラウンドゴルフを仲良し公園でしていた方たちも、そちらの新しいほうの公園ですることになると思うのですが、その場合にマットですとか、そういうものは、ずっと設置していていいような状態でグラウンドゴルフができるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） アンケートを取らせていただいたところ、一番多かったのが、子供の遊び場として利用したい。また、散歩、休憩、あとその後で地域のイベントの場所として、最後はグラウンドゴルフというような順番になっていまして、グラウンドゴルフ専用で設置したままにしていると、お子さんが、例えば中で自転車の練習をしたりだとか、サッカーしたりだとか、そういったところで支障が出る場合もございますので、現在アンケートを基に公園のイメージ図のたたき台をつくりました。

先日、区の役員さんのほうに担当と一緒に話をし、それを基に、また素案の絵をつくりまして、最終的には地元の役員の方とか、あと関係団体の役員の方、そういった方を交えて話をさせていただいて、最終的に決めることになると思いますので、今の段階で完全に、こういうふうに使いますということではなくて、まずは地元の方とお話をしてからの結果になるかと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） その場合は、設置は、常設するのは難しいということであっても、グラウンドゴルフをする方たちが多いのは事実でありますので、その道具を保管しておくような場所というものも検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） また、それはお話の中でいろいろと協議をさせていただければと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 使いやすい公園にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、藤岡大胡線のことでありますが、上之手と角淵の説明会がありまして、私も行きました。上之手は私と区長さんだけだったので、関心の薄さを認識しましたがけれども、藤岡大胡線の道路の拡張、自転車道と歩道の整備事業が。これは、これからアンケートを取ってまとめて、そして両側になりますので、その地権者との話し合いということで、相当先に行く事業になると思いますが、おおよその期間というのは、どのくらいと考えているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 町長の答弁にもございましたように、角淵と上之手で9月に説明会

のほうが開かれました。そちらが道づくり会議ということで、第1回目だったのですが、道づくり会議につきましては、全部で4回行うこととなっております。来年の5月が道づくり会議の第4回目、最終ということで、そちらのほうで決定された計画が、土木さんのほうから発表されまして、その後それを基に設計だとかをしていくような形になるかと思います。

それによって道の幅がどのぐらいになるか、歩道がどのぐらいになるか、自転車の専用道とか、通行帯とか、どういうふうにするかと。それによって、どのぐらいの方の土地に道路がかかってくるのかと。そういったことが決まった後に、大体その当たる件数が何件ぐらいで、このぐらい費用がかかって、そうすると何年ぐらいかかるということが分かると思いますので、今の段階ですと、まだ道路の幅が決まっていないものですから、その辺については未定だということで、土木さんのほうから回答をいただいています。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 県の事業でありますので、今後かなりの時間がかかるというふうに思われますけれども、町としましては、その藤岡大胡線バイパスのほう、三和食堂から先の南のほうの。そのバイパスの事業について、先ほども言われましたように利根川の防災対策のほうを県が優先しているということで、そのバイパスの事業が頓挫しているのではないかとということでありますが、県土整備プランでは令和4年度末までには、そこを開通するという事になっていましたが、それがかなり遅れているということでありまして、早期にということで、町としては県へ訴えて、要望していくということでありますけれども、あそこの本線のほうが、なかなか先が見えないような状態であれば、バイパスのほうを先にしたほうがという、交通量が多いですから。そういうことを懸念している住民の方がやはり多いのです。

滝川のところまで町で工事をしまして広くなっております。ただ、その橋は非常にまだ狭い状態にありますけれども、今後その先を県として早くしていただくために、しっかりと町長、県に要望していただきたいと思います。お願いしますよ、町長。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 先日も伊勢崎土木事務所の所長が来まして、その計画のことを言いまして、もちろん話しています。それで、この前も事故があったので、藤岡大胡線の整備事業をまずやるわけですけれども、それと難しいのは、その後のところが、ちょっと計画がなかなか立てづらいというところがあるので、そのバイパスをやるということは分かっているのだけれども、そのバイパスをずっと来て、あと岩倉橋の状況とか、今度高崎市も絡んでくるので、そういったところからも。しかし、町の1級課題であるということは申し伝えてありますから。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 町長、任期中には何とかめどをつけていただけますようお願い申し上げます。一般質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後2時に再開いたします。

午後0時5分休憩

午後2時再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、9番高橋茂樹議員の発言を許します。

〔9番 高橋茂樹君登壇〕

◇9番（高橋茂樹君） それでは、午後一の質問をさせていただきます。議席番号9番高橋茂樹です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本日の質問事項の1点目は、五料・飯倉地区農地利用活性化基本構想についてです。1つ目は、本構想の実現化に向け、今後、町はどのように進めていくのか。その進め方について、農地の問題はスピード感を持って着実に進めていく考えはあるか。

次に、2点目として、将来を見据えた町の組織体制について。現在進めている五料・飯倉地区農地利用活性化基本構想や、様々な町の計画の早期実現のために、庁舎内の横断的かつ総合的な業務に対応するための町の組織体制を整える考えはあるか、お尋ねします。

以上で1回目の質問とします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 高橋茂樹議員のご質問にお答えします。

まず初めに、五料・飯倉地区農地利用活性化基本構想についてお答えします。まず1点目の、本基本構想の実現化に向け、今後どのように進めていくのかについてですが、既に全員協議会でもご説明させていただきましたが、本基本構想は、五料・飯倉地区の農地の現状を踏まえ、新たな農地の活性化を目指し、その可能性や方向性を示すもので、農地の有効利用、地域活性化につながる特産品等の創出、農業への企業参入の促進の3つの基本方針の実現に向けた取組を順次進めるものです。

まず、1点目の基本方針である、農地の有効利用の観点からですが、当エリアの圃場は、現状、礫が多く含まれている箇所が多く存在し、有効活用に当たっては土壌改良が必要となります。そのため、まずは礫の除去や破碎試験を今後行う予定です。

さらには、現状に応じ、継続した土壌改良ができ、礫除去専用農業機械等貸出し可能な機械器具等

の整備などをはじめ、土壌改良に有効的な手法についても検討し、安定した営農の継続ができる圃場の基盤整備を進めてまいります。

次に、2つ目の基本方針である、特産品等の創出の観点からは、当エリアに適した作物を多角的な視点、また将来的な6次産業化の展開も見据えながら選定し、新たな町の特産品となる玉村町特別奨励作物を創出します。本推奨作物については、苗や苗木の配布、作付技術の支援を積極的に進めることで、生産エリアの拡大及び普及を図ります。

次に、3つ目の基本方針である、農業への企業参入の促進の観点では、本町の良い広域道路事情や通年の天候状況、災害の少ないことなど、地域的な優位性をはじめ、まとまった一団の農地利用が可能なことなど、本地域の利点を最大限生かした積極的な営業活動を首都圏エリアに限らず、東北、関西圏も含め、広域的に展開していきたいと考えています。また、施設園芸関係企業へのダイレクトメールの発送や首都圏等で行われている大規模な企業立地商談会、各種相談会等へも定期的に参加することで、最適な農業企業の発掘を積極的に進めてまいります。

本構想の実現に向けては、スピード感を持った民間との折衝、新たな特産品の研究から創出、そして生産の普及等から6次化に向けた事業開拓など、行政的な発想の枠を超えたチャレンジ要素が高い高難度な事業です。そのため、専門的かつ積極的な取組を進められるよう、新たな体制について検討していきたいと考えております。

次に、将来を見据えた町の組織体制についてお答えします。現在の町の組織体制につきましては、集中改革プランに基づく機構改革がベースとなっており、平成18年4月に当時22課あった課を13課に統合いたしました。その後、平成23年4月に経営企画課、現在の企画課を設置し、14課の体制となっております。

また、総合的な行政課題に対応するため、平成30年4月には課を横断した組織の再編を行いました。具体的には、様々なメディアを使った町内外への情報発信を一元化するため、総務課で行っていた広報・広聴業務を企画課へ移管するとともに、高齢化社会に向けた生涯スポーツの推進と増大する福祉ニーズに対応するため、スポーツ振興に関する業務を健康福祉課から生涯学習課に移管しました。さらには、組織を横断的にまたぐような事業につきましては、検討委員会やプロジェクトチームを立ち上げて対応しております。

これらの組織の再編により、限られた人員の中で、より効率的に業務の遂行が可能となる組織体制とし、町が直面する課題に対応しているところです。また、毎年度の定期人事異動に合わせ、必要に応じて係の統廃合や新設も行っております。今後も町の将来の発展を見据え、社会の変化にも対応できる組織体制となるよう努めてまいります。

◇議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。

〔9番 高橋茂樹君発言〕

◇9番（高橋茂樹君） それでは、自席から質問します。

まず、五料・飯倉地区農地利用活性化基本構想、この構想でいろいろ今、町長の答弁の中にあったように、1つは土壤改良が必要だというような答弁もあったのだけれども、土壤改良の方法は、どんなような方法が幾つぐらいありますか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

まず、こちらの基本構想につきましては、3ゾーンに分かれておりまして、その中の1つ目が企業の誘致ゾーン、それから新たな特産品の創出ゾーン、この2つが含まれております。特に土壤改良につきましては、その中でも特産品を創出するゾーン、こちらにつきましては、特に礫、大きな石であったりとか、そういったものが混ざっておりますと、野菜等、あとはサツマイモであったりとか、そういった農産物を栽培するに当たりましては支障が出ておりますので、まずは土壤改良、全体的に掘削して置き換えという形ではなくて、今現在、土の中に混じっている大きな石、礫とか、そういったものを取り除く、そういった土壤改良を予定しております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。

〔9番 高橋茂樹君発言〕

◇9番（高橋茂樹君） 土壤改良については、今言ったように、やはり何年も前から、あの地域については石がたくさんある。そのようにだんだん、だんだん経済産業課も目を向けてくれたことは一つの成果だとは思いますが。やはり基本構想の中で企業的農地、また特産物を作るといっても、やはり土を利用して作る場合には地力だとか、作りやすい土だとか、その作物に合った土だとか、そういうのを作るには、まず石の上には、なかなかいい作物はできないと思うので、その辺も早急に進めてもらえればというふうに考えています。

先日、総務経済常任委員会で農業公社、ちょっと視察に行った経緯もあるのですが、その中でも、やはり農業公社でも幾つか農業機械を所有していて、貸出したとか、農家のということでやっているから、それに1つ付け加えて、補正予算でもいいですから、どんどんその辺を進めてもらいたいと思います。

土壌を改良して企業的農業だとか、また地元で農業をやる意思のある人たちに、農業をしてくれということで、今、経済産業課の中で、その基本構想に関わる中で、行政視察に行ったりとか、何かそういうことはしていますか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

行政視察としましては、まず特産品、あの土壌に適合した特産品は、まず何がいいだろうかという

切り口から行政視察のほうを行っております。先日も認定農業者、それから五料・飯倉地区農地利用活性化検討委員会のメンバーの方々を連れまして、今現在特産品として一つの候補として挙げているのがサツマイモでございます。

サツマイモにつきましては、何が一番メリットがあるかといいますと、6次化しやすい、そういった汎用性が高いというところで、今現在一つの候補としてサツマイモを挙げております。そのサツマイモをテーマとして、まずどこに行こうかという中で、やはり一番サツマイモの生産が盛んな茨城、そちらのほうに視察をまいりました。

まずは、その視察の中で、道の駅常総という道の駅がございまして、そこはかなり販路開拓、それから販売戦略がうまい道の駅でございますので、まずそこでサツマイモをどういった形に加工して、どういった販売戦略をしているかというのを勉強させていただきました。

その後に、らぼっぽという施設にも訪問させていただきまして、そこでは生産から販売までの、まさに6次産業、そちらのほうを進めておりまして、今現在はサツマイモの商品、そこで生産したサツマイモを有名なスーパーであったりとか、そういった全国展開まで導いている企業さんでございます。そちらのほうで生産の方法から6次化の手法まで勉強させていただきました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。

〔9番 高橋茂樹君発言〕

◇9番（高橋茂樹君） 生産性、また収益性を上げるには6次産業というところに目をつけているところはいいことかなと思いますけれども、やはりサツマイモという話があるのですけれども、サツマイモを作って、サツマイモを生のまま市場に出して消費者に渡すというのでは、やはり経済効率が非常に悪いわけです。6次産業的にサツマイモを加工する、また販売するところまですれば、やはり1つのサツマイモが相当付加価値をつけて生産者も相当潤ってくる。

特に視察に行った先の茨城辺りですと、1本のサツマイモを工場で加工する。熱を加えて乾燥機にかけるぐらいだけれども、干し芋にすれば、1本2,000円ぐらいで売っているのですね、道の駅だとか、スーパーで。そういう価値が出てくるから、そういうやはり農業を目指して、町でプロジェクトを組んで進めてもらえればと思います。

あとは、やる気のある会社、また地元で、視察に行った人たちが、そういう仕事に携わるような人たちも、認定農業者と言ったけれども、そういう人たちをきちっと育成して、やはりその地域、五料・飯倉の農業地区については約50ヘクタールぐらいあるのかなと思いますけれども、やはり玉村町24平方キロの中の50ヘクタールという、占める面積割合も相当多いです。

そういった中で、やはり農業を進めるのであれば、本来一番言いたいことは、農業ではなくて、工場用地でも、住宅用地でもという部分はあるけれども、どうもそれは事前に折衝した結果、何十年という間、玉村町で都市計画の線引きしてから、どうもはしはししないので、この辺は、今日の町への

一般質問とは別にして、やはり県だとか、国へ、その辺のことは働きかけていかないと駄目かなというふうには思っています。

この基本構想をつくって、それを着実に進めていく。そうすると今度は、そういうプロジェクトをせっかくつくった、また一般の業務も大事ですけども、そのプロジェクトを進めるための町の組織、これを先ほど何か昭和18年、昭和ではねえな。昭和は俺が生まれた年で、平成18年の13課に、その後課の新設というのは、また執行部の考えですけども、今答弁にあったように組織体制をどういうふうに考えるかという中で町の基本的考えはどんなふうな考えを持っていますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

まず、町の組織体制を整えることは、様々な計画の早期実現に向けて非常に重要な要素であると認識しております。特に横断的かつ総合的な業務に対応するためには、各課の連携を強化し、情報共有を促進することが不可欠だと考えております。

このため、特定の課題があって各課で連携しなければならないような場合には、横断的なプロジェクトチームの設置や兼務による人員配置を行い、効率的かつ効果的に事務事業が進められるように、現在では実務を担う各課の各係の単位での見直しを随時行っているところであります。これらにより、異なる所属から適任であろう人材を集めることで、共通の目標に向けて充実して協力し合うことが可能となっていると考えております。

今後、通常業務ではなく、例えば五料・飯倉地区の農地利用を考えるとというような特命課題が出てきた場合に、単に担当する各課各係だけでは解決できない大きなプロジェクトになるようなものになるとすれば、必要に応じて組織体制の見直し、いわゆる機構改革を図っていかなければならないものと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。

〔9番 高橋茂樹君発言〕

◇9番（高橋茂樹君） やはり道の駅の北にある工業団地、あれは約20ヘクタールですよ。それに比較したら50ヘクタールぐらいの玉村町の土地を何とかしようと、生産性上がる。今だと何の生産性もない土地が50ヘクタールある。それを生産性を上げるにはどうしたらいいか。やはりさっきの基本構想から始まって、では基本構想を実現していくにはどうするのだという中で、やはり人材が必要だと思います。そんな中で大きなプロジェクトが出てきた場合に人材を整えて組織改革をするという、それを早急にやる意思是、町長は多少ありますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今の質問ですけれども、やはり私がどうしても考えてしまうのは、今、世界は８０億って人口爆発なのです。日本は人口減少、玉村町もそういう中です。そこで、また例幣使道の東側の五料・飯倉の農地、あそこがなかなか生かし切れていない。それで、では工業団地系で生かせるかと思っても、なかなかそうはいかないと。

健全な食を地域の人に保証するという意味でも、やはり農業という、農作物とか、アグリ系の観点から、あの地域に特産物を作り、または水耕栽培等々のアグリ系の会社に進出してもらうとか、それで６次産業の加工場は造れますから、様々な形でのことを対応する機運というか、状況ではないかなと思っています。だから、高橋議員、多少あるかって言いましたけれども、多少どこではないです。やる気はいっぱいあるのですよ。心配しないでください。

◇議長（石内國雄君） ９番高橋茂樹議員。

〔９番 高橋茂樹君発言〕

◇９番（高橋茂樹君） やる気がいっぱいあるというような聞き方もできるのですけれども、やる気がある中だったら、今度は早く進めてもらわないと、やる気がある、やる気があると言っていて、なかなか早く進めないのでは、やはり今までのようなことで、なかなか進まない。

先ほど町長の答弁の中に、土壌改良する、企業も視察に行く、これをどんどん続けて、早めに進めるという中で、その中でやはり機構改革も必要ではないかというような感じで話をしているのですけれども、そういうところができるには、やはりこっちの係だ、あっちの係だというのではなくて、ある程度短期的に人員を配置して、集中的にそれを仕上げていくと。

先ほど課長が答えたように、当面サツマイモでも作ったらどうだというような提案がされたような気もしますので、それを作るにはどうしたらいいかと。作らせるにはどうしたらいいかというのは、早く進めなければ、幾らこれがいい悪いって、６次産業を誘致するのだといっても、そういう進め方を、町の中にプロジェクトをどんどんつくる、どんどん早くするというのは、どのくらいのスピードでやりたいかと町長は思っていますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私は、こういうことを思い立ったというか、考えてきたのは、五料・飯倉地区へ行くと、本当にあそこがもう何もせずに放置されているという中、それからまた昨年度から、玉村町で西村晃さんの玉村学舎という勉強会をさせてもらって、その中に日本中でいろいろなことをしている自治体があるのです。

そういうものを見て、それとすっかり同じことができる、またできるわけではないのだけれども、しかし結構踏み出した形で町が、自治体が、また地域の人々と、また地域の人々が中心になって様々なことをやって、その魅力を短距離発信、中距離発信みたいな形で、そういった、まるで私たちを激励してくれるかのような勉強会をしたわけですけれども、やはりその中で感じたことは、やはりある意

味、今度は動き出していくときかなということです。ですから、いつからどういうふうになるかというのは、今はもちろん言えませんが、来年度は、そういった形で動けるような状況はつくっていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 9 番高橋茂樹議員。

〔9 番 高橋茂樹君発言〕

◇9 番（高橋茂樹君） 町長も今は言えませんがなんていう話なのですけれども、うちのほうは、私は今言って、すぐやってもらうというような返答が一番欲しいのですけれども、その辺はいろいろ言ってもあれですから、確かに基本構想をつくって、幾らか前進したということは、町長の意気込みも感じられますので、その辺には、今の返答の中に言葉尻を取ると、いろいろ問題なのですけれども、来年度、また考えるというようなことも言ってくれているような気がしますので、早めにあの辺の地域、簡単に言えば玉村町の農地の中での 50 ヘクタールというのは、相当広い地域を占めてきているわけ。

ですから、作るものがない、何にもしないというような、休耕地と言っていいのだから、耕作放棄地と言っていいのだから、農業公社を通じて土地全部に耕作者と言われる人はいるのですけれども、この間も、さんざん広い地域にわたって草が生えてしまっていて、農業公社を通じて借りている農業者が草刈りだけしているというような、生産性の上まらない農地ではなくて、やはりきちっと生産性の上がる農地に早めに持って行ってもらう。

参考の話なのですけれども、東日本大震災後に福島県双葉郡にある野菜の室内栽培、完全に電気で栽培している工場にちょっと議会で行ったことがあるのですけれども、そこなんかは放射能の影響も受けないのです。完全に密閉の中で、LEDの紫の電気で、いい野菜ができる。そうすると、根もきれいだし、そこで育ったのは日持ちもいいというので、やはり東京辺り、高値で売れている野菜も見てきた。

それが必ずしも玉村町でいいというものではないけれども、やはり時代の中でいろいろな生産、サツマイモもいいでしょうし、いろいろなことができるから、50ヘクタールの土地は、幾つかの利用方法があると思うので、その辺を研究して、またそれを進める人員配置も町長にお願いして、今日の一般質問を終了します。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後2時45分に再開します。

午後2時26分休憩

午後2時45分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、1番羽鳥光博議員の発言を許します。

〔1番 羽鳥光博君登壇〕

◇1番（羽鳥光博君） 本日は、傍聴の皆様、ありがとうございます。

私、今、高崎のほうの高崎経済大学に行っていますものですから、そこの学生さんが2名来ていただきまして、あと学校の同級生も来ていただきまして、傍聴の方、いろいろありがとうございます。しっかりやらせてもらいますので、よろしくお願いいたします。私の文章は長いのですけれども、皆さん、最後ですけれども、よろしく聞いてください。

議席番号1番羽鳥光博です。議長の許可が出ましたので、質問通告書にのっとりまして質問させていただきます。

初めに、令和7年度予算編成方針についてでございます。令和7年度予算編成に当たり、道路、水路、公共施設の修繕等の社会資本整備予算の充実強化を前年度にも増して図ってみたい。この趣旨の質問は今回で3回目であるが、今年度、令和6年度当初予算では投資的経費である普通建設事業費約8億8,000万円が前年度比23.7%増、維持補修費約4,000万円が同18.0%の増となっている。その財源として財政調整基金から7億円を取り崩して歳入に繰り入れている。維持補修費は町道補修工事の増加に対応したものと承知している。

そこで、(1)、一般財源である財政調整基金の令和6年度末の基金積立見込額はどれくらいか。その基金を積極的に活用して社会資本整備予算を令和6年度に引き続き充実強化することを考えているか。

次に、(2)、財政調整基金以外の他の基金を活用して、その目的に合った社会資本整備に関連する事業を増やすことを考えたかどうか。

(3)、最後です。繰越金は、令和6年度の決算状況により令和7年度の補正予算財源に活用されるが、公共事業は入札や工事期間等の制約もあり、年度後半の事業執行に無理が生じる。そのため、令和7年度当初予算時から繰越金を高めに見積もり、それを財源に公共事業費を増やせないか。あるいはゼロ町債の積極的な活用による公共事業の発注時期の平準化を推し進められないか。

第2問に行きます。「年収の壁」引上げによる町財政への影響についてでございます。国会では所得税減税で就労と消費を促す103万円の年収の壁引上げの是非が協議されております。通常の税制改正プロセスであれば、12月10日過ぎには成案を得ますが、今後の協議次第であるとの与党幹部の発言が報じられております。

11月15日の上毛新聞の記事によりますと、知事は記者会見で、年収が103万円を超えると所得税が発生する年収の壁が、何の財政措置もせずに178万円に引き上げた場合、県下の個人市町村民税1,059億円（2023年度）のうち約390億円が減収となる見込み。所得税減収に伴う地方交付税も市町村分約1,328億円（2023年度）のうち約80億円が減るとの試算値を発表いたしました。

これを玉村町に当てはめた場合、(1)、玉村町にとり固定資産税と並んで基幹税目である個人町民税(2023年度)の減収見込額はどれくらいか。

(2)、地方交付税も国税の所得税を原資としていることから影響を受けるものであり、玉村町の依存財源である地方交付税の減収試算額はどれくらいか。

(3)、町はこうした年収の壁をめぐる国会の動きや知事発言などを踏まえ、自治体の財源減少につながる国会協議についてどう考えているか。

3問目の質問に参ります。アニメを活用した地域振興についてでございます。人口1万5,000人ほどの茨城県大洗町は、2012年に放送された女子高校生と戦車がテーマの「ガールズ&パンツァー」、通称ガルパンの舞台となった。町も支援して小さな町に活気が出てきたと報じられています。聖地巡礼による地域の魅力を発信する絶好の機会となり、話題づくりになることが地域おこしの要素の一つであるというふうな考えが持てます。

そこで、まず手始めに、玉村町文化センターに「ガールズ&パンツァー オーケストラコンサート」と題して東京フィルハーモニー交響楽団を呼んで映像付きのコンサートを開催したらどうか。プロモーションの面で県eスポーツ・クリエイティブ推進課の連携支援が得られると考えられますが、どうですか。

最後の質問です。角刈キャンプ場の使用実態と環境改善についてでございます。角刈キャンプ場につきましては、これまで3回ほど一般質問させていただきました。同施設は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から閉鎖され、令和4年4月1日に完全予約制に移行して利用が再開されました。住民から、危険と迷惑度の高い順からいうと、冬の裸火による火災の発生のおそれ、次に裸火による臭い、3番目にその煙である。その頻度としては、圧倒的に南風が吹く夏場の臭いであるといった声が上がっております。

広報たまむらに煙の害について、次のような注意喚起の記事があります。「その煙、迷惑をかけていませんか? 野外での焼却(野焼き)は禁止されています」、「野外焼却は、法令により禁止されています」。また、住民の皆さんからの声として、「ぜんそくなどの病気で煙を吸うと悪化するかもしれない」という記載がございます。野外焼却について住民の皆さんより苦情が多く寄せられています。このようにとても困っている住民が多数います。たとえ少量であっても野外焼却はやめましょうと町は呼びかけております。町のホームページには、キャンプ場の利用者への利用上の注意事項に「直火でのたき火は禁止です。たき火台をご使用ください」とあります。

そこで、1つ目、予約制にしてからの利用者の使用実態を町はどう把握しているのか。町内と町外の利用者の割合はどうか。

2つ目、キャンプ場について、環境面のみならず防災面での火災の危険性への対処をどうするのか。

3つ目、利用者に施設を無料開放し、水道も無料で使える角刈キャンプ場は町のアピールにもなっているが、町民にも使ってもらうための工夫についてはどうか。

4つ目、野焼きとたき火台使用の区分けをどう解釈しているか。

最後に、5つ目でございます。町のホームページに角刈バーベキュー場やキャンプ場のご利用について、「マナー・モラルを守られない利用がありますと、指定管理者の選定を受けられなくなり、施設閉鎖の可能性もあります」と書いてございます。町として環境防災面から施設管理を厳格にさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

以上で1回の質問を終わりにさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 羽鳥光博議員のご質問にお答えします。

まず初めに、令和7年度予算編成方針についてお答えします。令和7年度予算編成方針につきましては、11月1日付で課・局長に示したところでありますが、物価や人件費等の高騰により、経常的経費の大幅な増加が見込まれる中、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材単価等を考慮した上で、既存事業の見直し、再構築等によって経常的経費の圧縮を図ることとしております。また、新たな行政需要に対応するためにも全職員が行政経営の視点を持って予算編成に当たるよう指示したところでございます。

まず、ご質問の財政調整基金の残高につきましては、令和6年度末において約20億8,494万円を見込んでおります。この基金を活用した社会資本整備予算の充実強化についてですが、玉村町では財政調整基金を特定事業の財源として予算編成をしておらず、一般会計全体の財源調整として活用しております。そのため、新年度の社会資本整備予算につきましては、財政調整基金の繰入れを前提とするのではなく、事業自体の必要性や優先度を考慮し、最終的には一般会計全体の中で調整することになります。

なお、今後、道路や水路、公共施設といったインフラの維持・更新等に多くの財源が必要であることは十分認識しておりますので、玉村町公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づいて必要とされる社会資本整備を進められるよう、国等の補助金や交付税措置のある地方債等を最大限に活用していきたいと考えております。

なお、財政調整基金につきましては、現時点において残高が20億円を超えておりますが、今後も令和6年度と同様に、毎年7億円を繰り入れ、決算剰余金の積立てが2億5,000万円であった場合、4年間でほぼなくなってしまう計算になります。

将来にわたって持続可能な財政運営を行うためには、財政調整基金を適正な水準で確保する必要があります。そのためにも町税等の収納率向上はもちろん、様々な財源確保への取組や歳出の見直しによる効率化等を図ってまいります。

次に、財政調整基金以外の基金を活用した社会資本整備についてですが、令和6年度では芝根小学校のトイレ改修事業に学校教育施設整備基金を、嚮義堂の修繕工事にふるさと創生基金を活用してお

ります。今後も基金の目的に沿った事業につきましては、計画的に活用していきたいと考えております。

次に、令和7年度の当初予算時から繰越金を増額し、公共事業費を増やせないかとの質問についてお答えいたします。玉村町の繰越金の状況につきましては、コロナ禍における国等の交付金の増加や法人町民税の増加等により、令和3年度決算と令和4年度決算においては、それぞれ4億4,000万円、4億6,000万円と高くなっておりますが、令和5年度決算においては2億8,000万円に減少いたしました。

玉村町の予算規模からしますと、令和5年度決算の繰越金が通常ペースであると考えており、新年度の補正財源確保の観点からも当初予算における繰越金の増額は難しいと考えております。

また、ゼロ町債の活用につきましては、町としましても工事等発注時期の平準化、発注件数の少ない春先の受注機会の拡大、早期完成による住民サービスの向上などを目的として、ゼロ町債の活用を図っております。実際の債務負担行為の設定につきましては、工事担当課において、現在の発注状況や工事スケジュール等を考慮し、適宜判断しているところであります。

次に、「年収の壁」引上げによる町財政への影響についてお答えします。まず、玉村町における年収の壁引上げによる個人町民税の減収見込額についてですが、令和5年度の個人町民税18億9,613万円のうち、年収の壁を103万円から178万円に引き上げることによる減収見込額は7億6,833万円となり、約40%の減収となる見込みです。減収見込額の算定基礎については、新聞報道にありました県の減収見込額の計算と同様に基礎控除額を48万円から123万円へ引き上げ、配偶者控除や扶養控除は加味せず計算しています。

次に、地方交付税における影響についてお答えします。羽鳥議員もおっしゃるとおり、国が交付する地方交付税の原資には所得税が含まれており、所得税が減収となることで、国の地方交付税の財源が減少することになります。

地方交付税制度につきましては、地方公共団体の財源保障機能及び財源調整機能として設けられているものであり、毎年作成される地方財政計画において、地方団体全体の歳入歳出総額の見込みに基づき国が地方交付税総額を確保いたします。

そのため、国に財源不足額が生じた場合においても、国と地方が折半して不足分を補填し、地方公共団体に必要な財源を確保する仕組みになっております。地方債の補填につきましては、町が臨時財政対策債を借り入れることとなりますが、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、その元利償還金は後年度に国から交付税措置されることとなります。

よって、所得税減少による国の財源不足に対しては、普通交付税と臨時財政対策債を合わせることで、地方公共団体の財源保障機能を確保しているものと考えます。

一方、先ほど説明しました町の個人町民税の減収分につきましては、約75%分が普通交付税で措置されるものの、約25%は純粋に町の収入減となります。また、町民税の減収分は翌年度の普通交

付税に反映される仕組みであるため、必要な財政措置が講じられない場合、町財政にも大きな影響が出るものと考えております。

次の年収の壁をめぐる国会の動きや知事発言などを踏まえ、自治体の財源減少につながる国会協議について、どう考えているかとのご質問でございますが、年収の壁の引上げによる影響は、それぞれの立場によって大きく異なりますので、国民も含めたオープンな議論が必要であり、それらを踏まえて国会として結論を出すべきと考えています。

その上で、年収の壁を引き上げる場合には、それによって地方公共団体の財政運営や国民生活に影響が出ないよう、国の責任において必要な財源措置を行うべきであると考えております。

いずれにいたしましても、国による制度の見直しや令和7年度の地方財政計画の内容によっては、町財政にも大きな影響が考えられますので、引き続き国の動向を注視しつつ、必要な財源の確保に努めてまいります。

次のアニメを活用した地域振興についてのご質問は、教育長からお答えします。

次に、角刈キャンプ場の使用実態と環境改善についてお答えします。羽鳥議員のご質問にもありますように角刈キャンプ場につきましては、以前は予約を必要としない自由使用施設として開放しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和元年10月より一時閉鎖し、令和4年4月から予約制にして利用再開いたしました。再開当初は、群馬県在住者のみの利用とした制限を設けていましたが、令和4年8月以降は利用制限を解除しております。

まず、ご質問1点目の、予約制にしてからの使用実態の把握と町内外の利用者の割合についてですが、令和5年度から利用者の利便性の向上と職員の負担軽減を図る目的で、予約事務に関する業務を委託しております。その業務の中で月に10回程度の巡回を行うこととしており、そこで利用者の使用実態の把握に努めております。

また、利用者の割合に関しましては、令和4年度におけるバーベキュー場の総利用人口は927人で、町内が492人で全体の53%、町外が423人で全体の46%、県外が12人で全体の1%となっており、キャンプ場の総利用者数は3,902人で、町内が723人で全体の19%、町外が2,748人で全体の70%、県外が431人で全体の11%となっています。

令和5年度につきましては、バーベキュー場の総利用人数は1,114人で、町内が540人で全体の48%、町外が499人で全体の45%、県外が75人で全体の7%となっており、キャンプ場の総利用人数は3,803人で、町内が623人で全体の16%、町外が2,462人で全体の65%、県外が714人で全体の19%となっております。令和4年度、令和5年度とも町内外の割合は同程度で、今後も同じ傾向になると考えられます。

次に、2点目の、キャンプ場の防災面での火災の危険性への対処についてですが、角刈キャンプ場では、地面や樹木への影響、煙による害や火災の危険性などから、直火でのたき火は禁止しており、火を使用する際はたき火台を使用することとしております。また、玉村町において気象警報が発令さ

れた場合には、たとえ予約がされていた場合であってもキャンプ場を閉鎖することとしています。キャンプ場の利用時に注意事項を記載した案内を渡しておりますが、今後はさらに口頭での説明なども行うなどして、火災予防に関するさらなる注意喚起を行ってまいります。

次に、3点目の、キャンプ場を町民にも使ってもらうための工夫をしたらどうかについてですが、町民のキャンプ場の利用割合につきましては、令和4年度が全体の19%、令和5年度が全体16%と数字を見ると低く感じられますが、人数で見ますと、令和4年が723人、令和5年は623人の利用があり、1日あたりに換算しますと、平均で1日2人、仮に土、日のみの2日間通して換算しますと、1日6人から7人が利用している計算になりますので、一定の利用があるのではないかと考えておりますが、引き続きホームページ等で周知を行ってまいります。

次に、4点目の、野焼きとたき火台使用の区分けをどう解釈しているかについてですが、法律や県の条例で、屋外における燃焼行為は禁止されておりますが、たき火などの小規模な燃焼行為で生活環境の保全上、支障が生じないものについては適用除外となっておりますので、角淵キャンプ場でのたき火台を使用してのたき火については問題がないと考えております。しかしながら、火災予防の観点からは、さらなる注意喚起を行ってまいります。

最後に、5点目の、町としての環境防災面から施設管理を厳格にしていきたいが、どうかについてですが、現在もルールやマナーに違反するような利用があった場合には、巡回等を行っている予約管理業務受注者が現地で注意しているほか、町に通報があった場合には職員が現地で対応に当たっております。

今後につきましても、周辺にお住まいの方や、他の利用者の迷惑にならないよう、そして良好な施設として玉村町をアピールできるよう、予約管理業務受注者と密に連絡を取りながら適切な管理を行ってまいります。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 羽鳥議員のアニメを活用した地域振興についての質問にお答えいたします。

まず、議員のおっしゃる「ガールズ&パンツァー」、通称ガルパンは、2012年に深夜にテレビ放送されたアニメ作品で、作品のヒットとともに、作中の舞台となった茨城県大洗町が、まちおこしの成功例として度々話題に上るものとなりました。

今から8年前、2016年に雑誌でのインタビュー記事で、制作サイドのバンダイビジュアルの杉山プロデューサーは、大洗町との関わりについて、まずは商工会の有志という小さなチームと動き出したこと、行政を巻き込むのはホントに最後の最後にしようとしていたことなどを語っております。

同インタビューでは、全てのアニメがまちおこしとひもづかないわけではないとしながらも、あくまで本作品と大洗町の方々との間では、当初から経済効果の話はやめましようとしたこと、またコンテンツには必ず終わりが来るので、コンテンツにばかり寄りかかっていると、なくなった途端に元に

戻ってしまうと大洗町長に伝えたことなど、双方ともまちおこしを主たる目的としていたわけではなかったことが語られております。

結果的には、このガルパンにより、大洗町がもともと持っていた海やアンコウ料理、人情味のある商店街などのまちの魅力にたくさんの方が気づき、地域の活性化が広がっていったようです。

ご質問にございます、「ガールズ&パンツァー」の映像付きのコンサートの開催ですが、若者や新たな客層に訴求するためには、本作品に限らず様々なコンテンツや可能性があると考えますので、今後の研究材料とさせていただきます。

今後、もし玉村町を舞台としてアニメ作品が生まれたとしたら、重要なことは、玉村町とその作品が末永く良好な関係を築いていくことができるか、双方にとって代え難い存在であるか、十分な信頼関係が構築できるかだと思います。

ただし、地域振興は教育委員会だけではなく、企画課や経済産業課といった町長部局、また魅力発信機構や文化振興財団などの各種団体や関係機関とも連携が必要でございますので、町全体として進める必要があると考えます。もちろん、議員のご質問にもありましたとおり、県の関係課とも連携していけたら一番よいと思っております。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 自席より第2 質問をさせていただきます。

初めに、令和7 年度予算編成についてでございますけれども、これまでの議員への町執行部の答弁を聞いておりますと、まだ財政当局への来年度予算編成の入力作業が始まったばかりかと思っておりますので、原課、担当課におきまして、ここで言うております道路とか、水路とか、公共施設の修繕に関する予算要求がなければ、財政サイドのほうの査定の俎上に上がりませんから、いろいろ計画的な施設整備が組み込まれている中で前倒しをお願いされているところなものですから、ここはひとつ予算要求段階では、地元区長さんとか、議員からの要求があったこととか、いろいろかみ合わせていただいて、予算要求の見積りを取るなり、予算要求をしていただくことを望みたいと考えております。

そこで、町長の答弁にありましたように令和6 年度末の財政調整基金は2 0 億8, 0 0 0 万円ほどになる見込みであるというふうなことで、令和5 年度決算における数値が2 5 億円ほど出ておりまして、5 億円ほど減少するわけでございますけれども、この財政調整基金は、ある意味便利な基金で、取り崩して財源の補填に充てることもできますから、私といたしますと、この財政調整基金を積極的に公共事業の投資的経費に使っていただいて、総合運動公園のトイレとか、建屋とか、それから町道も大分傷んでおりますから、そういったところに早めに集中的に前倒しして使っていただく考え方を持って財政調整基金の取崩しを、令和6 年度予算では7 億円を取り崩して繰入金に入れたわけですから、こういったことを令和7 年度予算編成でもやっていただいて、やはりインフラ整備をしっかりや

っていただきたいと思いますが、財政部局をはじめ都市建設課のほうではいかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

都市建設課のほうとしましては、先ほど議員がおっしゃられたように、道路、排水路等かなり傷んでいるところ、また区長さんの要望なども毎年60件ほどありまして、道路に関してはそのうち30件程度あります。そういったものについては、都市建設課としましては必要なことだと思っていますので、例年どおり要望のほうはしてまいりたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 各区長さんのほうから小規模であっても水路の補修や町道の空いた穴を塞ぐとか、工事発注するのには手間はかかるけれども、予算額的には大きくないけれども、事務手続きがかかるようなものもあると思うのですけれども、そういった細かいことの対応もしていただいていると思いますので、私としますと、原課、都市建設課、経済産業課のほうでも、こういう公共事業関係の予算は組んでいるかと思えますけれども、ぜひ町の計画もあるでしょうけれども、令和7年度予算につきまして積極的な財政査定をしていただきたいと思うのですけれども、総務課長と財政部局はいかがですか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） お答えさせていただきます。

令和7年度予算につきましても物価高騰、人件費もかなり高騰しております。その中で、例えば令和6年度、今年度と同じ予算を、同じものを組んだとしても、今年度よりも多分増額になると考えております。

その中で、全体を見た中で、優先順位のほうはつけさせていただきながら、あとは国の補助、または有利な起債等を活用しながら、その辺はできるだけ努力のほうはさせていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 玉村町は、85%が市街化調整区域で、15%程度が都市計画区域というふうな、ちょっと割合が間違っていたら教えてください。都市計画区域は都市計画税を固定資産税と一緒に払っていますから、いろいろな地域で、いろいろな修繕要望が各区長さんや議員から出ていると思いますけれども、そういった都市計画区域は都市計画税を払っているというふうなことで、あるいは市街化調整区域は都市計画税は払っていないということで、そういった普通建設事業費に当たるよ

うな道路修繕、側溝の修繕と道路改良等についての区分けとか、優先順位というのは、内規的にはどのように考えておりますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） まず、都市計画区域につきましては、玉村町全域が都市計画区域になりますので、そのうちの市街化調整区域がおっしゃられたように８５％、市街化区域が１５％という形になっています。

都市計画税につきましては、都市計画事業とか、そういったものには使えるのですけれども、単なる市街化区域だから都市計画税を使えるというものではないというふうに認識しております。ただ、都市建設課の考えといたしましては、市街化区域というものがありますので、そういったものについては、市街化調整区域よりは、なるべく市街化区域ということで、住宅とか、そういった人が住んでいるような地域でございますので、そういったところについては、どちらかといえば、市街化調整区域よりも優先的にやりたいというふうには考えていますが、ただ受益者の方とか、そういったものの割合とか、そういったものも加味しながら全体的に総合的に考えているところでございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） １番羽鳥光博議員。

〔１番 羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君） 今、玉村町全域が都市計画区域であって、そういった中での都市計画税を払っている受益者への対応というのも一部考えておる中での採択が行われるというふうに承知いたしましたけれども、原課のほうでは、できるだけ道路改良等、水路改修、側溝等につきましてはの予算要求のほうはしっかりしていただいた上で財政部局のほうの査定を待っていただきたいと思いますけれども、総務課長をはじめ町長、副町長にもお願いしたいのは、やはり順番を待っているうちに、どんどん施設が古くなっていきまして、雨漏りをするとか、防犯関係でもより悪くなるとか、どんどん悪くなりますから、やはりそこは前倒しの計画を少し見直していただいた上での整備を行っていただくようお願いしたいと思っております。

それから、もう一つ、１番目の質問で聞きたいのは繰越金です。１２月補正でも９月補正でも、どこでもそうなのですけれども、繰越金を財源として補正予算を組んでおりますけれども、打ち出の小づちのように繰越金が出てくるわけですし、例えば令和６年度の繰越金を財源にした事業を見てみますと、６月の末には大体決算数値がまとまり、９月議会の決算議会で前年度の決算数値が固まるのですけれども、大体７月頃になると繰越金の額は確定してきますから、年度当初でもって繰越金を少し高めに見積もっていただいた上での工事の発注ができるのではないかとっておったところ町長は、令和３年度が４億４，０００万円、令和４年度が４億６，０００万円、令和５年度が２億８，０００万円の繰越金で、令和５年度の２億８，０００万円の繰越金が、玉村町の財政規模からすると見合った

額であるということで、令和３年度、令和４年度は大きかったというふうなことをおっしゃられましたけれども、やはり私も市町村財政を担当したことございますけれども、税務課にもいましたけれども、その財源というのは、あんまり積極的に財政部局は出さないのです。最後になって出してくるものであって、予算編成する場合には。それを補正予算に回すのですね。

だから、それは総務課長さん、予算編成の担当部局で査定していますから、分かるかと思うのですけれども、早く当初予算から財源を、補正に回すことを見込んでおいたものを取っておかないで、当初予算で出して組んだほうが私いいと思うのですけれども、そのほうが工事請負業者も工事発注が年の初めからできますから、非常に平準化された事業の執行になるかと思いますので、そういった予算編成をもう一度考えてもらうことはできませんか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 繰越金につきましては、コロナ禍はちょっと特別で多かったのですけれども、コロナ前ですと約２億５，０００万円、今年度の繰越金につきましては２億８，０００万円ということです。

それを当初から見込んでという話ですけれども、なかなかその辺、繰越金の額、ある程度にならないと確定もいたしませんし、また今年度の繰越金につきましても、この１２月補正で全て使い切りまして、交付税の増額が見込まれる分、今回足らない分の補正のほうもさせていただきましたので、その辺につきましては、ちょっと難しいような状況であると考えております。

◇議長（石内國雄君） １番羽鳥光博議員。

〔１番 羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君） １番目の質問につきましては、予算編成方針ですので、こういった要望に近いことですが、積極的なインフラ整備に向けての予算編成を期待するところでございます。

２番目の年収の壁に行きますけれども、やはり私、個人町民税の減収見込額については、お答えしていただいたところでして、ただ地方交付税の減収試算額はどれくらいかというところでお聞きしたところ、これは群馬県のほうでは、３５市町村全部の個人市町村民税が１，０５９億円あったところ、３９０億円の減収となる見込みというようなことが新聞紙上で発表されて、それに見合う玉村町の地方交付税の減収試算額は幾らかとお聞きしたところ、やはりこれは数値的に出ないようなお答えだったので、令和５年度の地方交付税の決算額が１６億円ほど出ているのですよ、１６億円、令和５年度決算額。

だから、この決算額から見てどのくらいが、これは２０２３年度ですね、令和５年度ですから。どのくらい減るのかなと思ったのですけれども、やはり試算値が出ないのかなと思いました。なぜかというと、１１月２７日の上毛新聞を見ていると、高崎市が市税７０億円減ると、１０３万円が１７８万円になった場合に市民税が７０億円、安中市が９億円、それから１１月２９日の新聞を拾っ

てみますと、１０３万円から１７８万円に非課税枠が引き上げられると、館林市は年間で１３億７，０００万円の試算が出たというふうなことで、市税のことであって、玉村町も町民税のことで、さっき回答がありましたけれども、やはり交付税というのは、具体的な数字は出ないというふうなことなのではないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 交付税につきましては、その年度減収になりました町民税に対しまして、翌年度その例えば７５％、交付税で措置をされるということでありまして、新聞報道、私のほうも見ておりましたけれども、現状どこも交付税がどのくらいというような発表のほうは、今のところないようでございます。

◇議長（石内國雄君） １番羽鳥光博議員。

〔１番 羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君） これは架空の話で、いろいろ新聞も随分、市町村議会も県も発表しておるところ、実はこれは架空の話でなくなってきましたよね。１１月２８日に国民民主党は、単独でもって年収１０３万円の壁の法案を衆議院に提出しておりますから、単独過半数を取れない自民党は自公と連立して、政府として国民民主党も入れながら衆議院の過半数を取って衆院での通過をもくろんでいるところでしょうけれども、１０３万円がどこまで上がるかという勝負の段階に入っていますから、地方財政への影響というのが出てきますので、各首長さんは、地方財政に影響を及ぼさないように、政府はしっかり財政補填をしていただきたいということを一言コメントして新聞に発表したり、記者に答えておりますので、所得税の課税最低限を１０３万円から１７８万円に引き上げる内容であると、その国民民主党の法案について。地方公共団体の財政に影響を及ぼさないようにすることを法案に盛り込んでいるようですけれども、こういった点、町長、減収になる額というのが、先ほどお聞きしましたら、令和５年度の個人町民税は１８億９，０００万円の決算額が出ているところ、さっきの答弁で、１０３万円を１７８万円に上げられたら７億６，０００万円減るのだよというようなお話で、大変な額でございまして、これの財政補填は相当厳しく県や国に言って、そういうことにならないように補填していただきたいというアピールが必要だと思うのですけれども、どんなふうに、いろいろな首長さんと連携を組んで、県とか、国にアピールしますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 財源補填の関係もある、今、国会の議論の中で、要するに人手不足ですよ、どこの業者も人手不足。そして、今度は働きたいのに、この１０３万円の壁があるので働けないという、その相矛盾があって、だから１０３万円の壁というのは、破ってみれば、実は大したことはなかったと気づくかもしれない、後の話。

それとあと、今日の議論も聞いていると、１０３万円の壁と、今度は社会保障が関わってくる１３０万円の崖があるとか、いろいろなポイント、ポイントが、この税制の中にはあるみたいです。それをやはり変えていく中で、今度は全体と国民生活に被害が起きないように状況をつくっていくのが今の国会論議の仕事だと思っていますので、そういうことができるような形での、私なりにできる対応はしていきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） １番羽鳥光博議員。

〔１番 羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君） 上毛新聞を見ておりますと、高崎市、館林市、安中市とか、群馬県はもとより、こういった記事がちらほら出てきておられますから、予算編成ができないとか、骨格をつくったけれども、全部見直さなければいけないとか、高崎市長さんも言っているように、これは法案が出てきておる以上は、回答が出て、いよいよ１０３万円の壁というふうなものが崩れてきて、やはり地方財政の税収に影響してきますから、そもそも１０３万円から１７８万円というのが、どうもいろいろな新聞を読んでおりますと、１９９５年の平成７年の最低賃金が、今現在１．７３倍になったので１０３万円に１．７３を掛けると１７８万円になるのではというのが国民民主党の主張であって、それが独り歩きして１７８万円というように全国で新聞紙上やニュース、マスコミ等で踊っているところですけれども、この問題は、あんまり架空の話でないものですから、非常に危機意識を持って町役場も対応していると思いますけれども、副町長も財政サイドは長かったのですけれども、こういった架空の話でない見込みが、政府の流れからして、国会の流れを見えていますとありますから、どういふふうな危機意識を持って財政運営していきたいと考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） これは、あくまでも国の制度変更ということですので、町として、これをどうこうするということは、ちょっと難しいと考えております。実際、国の制度設計がどのようになるかというのを今後見極めて、町としてもそれに対して対応していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） １１月２０日にNHKホールで全国町村長の会議が開かれました。その中の決議をもって、いわゆる１０３万円の壁を変更した場合の地方に対する、税金が減ってしまうという、しわ寄せがないように国として補填するようにという決議を全国町村会の決議として上げました。そこに内閣総理大臣、官房長官、前内閣総理大臣、多くの党派を超えた国会議員も参列して出していますので、そのことは承知して、またその１週間前には全国町村議会議長会の会議が行われていますので、恐らく同じ決議をしていると思います。そういう意味で、地方は共通した危機意識を持って、このことは政治として対応するようにという要望をしておりますので、そこをお含みおきください。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） すみません。先ほど町長の答弁のほうで、年収の壁引上げによって7億6,000万円の減収見込みということで、町長のほうから答弁ありましたけれども、それに対して交付税算定された場合に、引上げ前と比べて約1億9,000万円程度、やはり翌年度の交付税のほう町としては減収になるような計算になります。

しかも、後年度ですので、減税がされた当年度につきましては、このまま何も措置されないような状況になりますと、多分その辺で地方財政のほうが立ち行かなくなるような話にもなると思います。国の制度ですので、この先どのようになるかは分かりませんが、地方といたしましては、玉村町もちろんそうですけれども、その分減収にならないような措置を国のほうには、やはりお願いをしたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） ぜひお願いしたいと思います。

あれですか、3番、4番も第2質問させていただきたいのですけれども、最初に4番やってもいいですか。

◇議長（石内國雄君） 3番からお願いします。

◇1番（羽鳥光博君） 3番から、はい。

では、3番なのですけれども、教育長さんにお尋ねします。私は、やはりきっかけとなるようなイベントを何か1つ、お金がかかってもやらないと、町の地域振興とか、玉村町を売り出すことについては、なかなかきっかけがないと駄目だと思っていて、県庁のeスポーツ・クリエイティブ推進課のほうの対応として、市町村に連携して助成していただけるというふうなこともお聞きしていますものですから、ぜひこういう県の組織の力とか、助成金も借りて、何か一つの例として私挙げましたけれども、こういったことを加味した上での売り出しを考えてもらいたいと思うのですけれども、もう一回お願いしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） 羽鳥議員の質問にお答えいたします。

私のほうでは、先ほど例に挙げた「ガールズ&パンツァー」についての回答ということがメインになってしまいましたが、今、議員お話しのとおり、県のeスポーツ・クリエイティブ推進課との連携支援ということは非常に魅力的な、また今後に向けて関心を持っていかなければならない連携の一つの方策かなというふうに考えておりますので、いろいろなアイデア、方策、各課と連携を図りながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 4 番目の角淵キャンプ場の使用実態と環境改善についてというふうなところで質問させていただきます。

バーベキュー場に関しまして数値をお答えいただきまして、1, 1 1 4 人中町内が5 4 0 人で4 8 %、町外が4 9 7 人で4 5 %、県外が7 5 人で7 %というふうなことで、私は県外の方がもっと多いかなと思ったのですが、町外の方は4 5 %ですが、県外が7 5 人で、約7 %というようなことで、数字をいただいて、認識が改まって、よかったかなと思いました。

そこで、野外焼却は法律で禁止されておって駄目なのですが、今お聞きしておりますと、生活環境に直接影響が生じない場合については、法律とか、県の条例が適用除外となっていて、たき火が許されるというふうなご回答がありましたけれども、生活環境に直接影響が生じない場合といっても、あの辺の地域に住んでいる方というのは、私は板井ですから、そういうバーベキュー場とか、キャンプ場はございませんから、やはり地元に住んでいる方の気持ちから考えると、土手の南側の河川敷、烏川の河川敷で煙や臭いとか、風向きによっては強く感じるときもあるという中で、やはり生活環境に影響を及ぼすような事態が生じているから、やはりたき火というのは、これは除外されるのではなくて、これはやはり法律、条例に抵触、違反になるのではないですか。そこら辺は都市建設課長さんですか、答えていただけるのは。どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

おっしゃられるとおり法律とか群馬県の条例では、たき火、その他の小規模な燃焼行為であって、生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれがないと認められる燃焼行為、こういったものについては適用除外となっているところでございます。

ただ、おっしゃるとおり苦情等があれば、支障があるのではないかなというようなことにはなってまいります。ただ、キャンプ場とすると、キャンプ場の醍醐味とか、そういったものを考えると、やはりテントを張って、あちらのほうでたき火台を使ってやると、そういったものがキャンプ場を利用される方の目的の一つでもあるのかなというふうに考えております。

今後そういったことで苦情等が出れば、またいろいろ対策等を考えていく必要があるのではないかなというふうに現在は考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） ご回答の中で月10回程度は施設の巡回をしておりますというふうな回答がございまして、そういった巡回されている者というのは町が委託した職員であるのか、あるいはどういった巡回報告が上がっているのか、主要なものを教えていただけませんか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

巡回につきましては、予約の事務を委託しております、業者さんに回っていただいております。その際に、例えば完全予約制にもかかわらず予約せず使用しているだとか、あとは音量をちょっと大きくして何か音楽を聞いているだとか、そういったことについては、その場で注意をしていただくと。そのほか、問題があるような行為があれば、町のほうにも連絡が来て、町の職員も一緒に行って確認をしたりとかしております。予約をする際には身分証明書等を提示していただいて、その辺も確認しておりますので、やはり自分の連絡先が分かっているということで、ある程度のモラル等は守られるのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） バーベキュー場の使用については、たしか午後4時までというふうに使用のルールの中で決まっていると思いますけれども、キャンプについては、24時間、夜もキャンプされて、たき火はあれですか、火を使う時間というのは、夜の10時でも11時でも使用者に任せておるのでしょうか。そういったことは巡回される方々が、その都度、完全予約制ですから、そういうルールにのっとった注意等を促すのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

たき火の利用については、特に時間制限は設けてありません。というのも、バーベキューですと、お酒を飲んだりして、大人数で騒いだりとか、そういったこともあるのですが、キャンプであれば、そういったものも少ないのかなと。

なおかつ、そういったルール、マナーをよく守るようにということで、近隣の迷惑になるような声は控えてくださいというような事前に説明のほうをしております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 水道水、トイレ、完全予約制の下での使用料がないわけですから、初心者の方がキャンプするのにうってつけの場所だということで、もっと県外からも多くの方が来ているかな

と思ったら、意外と町外の方が多かったのですけれども、使用実態とすると、割かし町内、町外で圧倒的大多数を占めているという中で、やはり火を使って、バーベキューもそうですけれども、臭いが出るもので、楽しいキャンプを行っているという中で、やはりそこにはある一定のルールをきちんと守った上で、まして火を使いますから、防災という面では環境安全課長、そういう苦情があったりとか、火が移ったとか、火の使用で、夜、何か火が燃えているけれども、消防車が来たとか、そういうことで事例とか、あるいは今後そういった場合、どう対応されますか、防災の関係で。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えさせていただきます。

私が知る限り、今まで火災の危険とか、消防が出たりしたことはありません。今後そのようなことがありましたら、時間も時間ですので、私たちは役場にはいない時間ですので、消防なり、警察に対応してもらうことになると思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 以上、この問題については、今回 4 回目になりますけれども、前にいろいろお話しさせていただいた中で、令和 4 年 4 月 1 日から完全予約制に移行したこととか、トイレが直った、それは前から計画されておったことでしょうかけれども、今回も使用実態を、町の役場の担当課の皆様もよく承知していただいた上でのマナーある使用がなされ、そして近隣の住民に対する苦情等には敏感に反応していただきながら、適正な利用が行われることを要望して終わりにしたいと思います。

以上で終わります。

○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日 12 月 4 日は、午前 9 時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 44 分散会